

第4期中期目標期間業務実績報告書
及び自己評価書

令和5年6月

独立行政法人北方領土問題対策協会

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 法人の基本情報	2
(1) 法人の概要	2
①目的	2
②業務内容	2
③沿革	2
④設立経緯	2
⑤設立根拠法	3
⑥主務大臣	3
⑦組織図	3
(2) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地	4
(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額	4
(4) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	5
(5) 常勤職員の数	5
3. 財務諸表の科目	6
4. 財務情報	8
(1) 財務諸表の概要	8
(2) 重要な施設等の整備等の状況	11
(3) 予算及び決算の概要	12
(4) 経費削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況	13
5. 事業の説明	14
(1) 財源の内訳	14
(2) 財務情報及び業務実績の説明	14
(3) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	15
(4) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置	19
①国民世論の啓発	19
②四島交流事業	25
③調査研究事業	27
④元島民等の援護	28
⑤北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	32

6. その他	37
(1) 短期借入金の限度額	37
(2) 不要財産等の処分	37
(3) 重要な財産の処分等	37
(4) 剰余金の使途	37
(5) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	38
①施設及び設備に関する計画	38
②人事に関する計画	38
③中期目標期間を超える債務負担	38
④公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	38
7. 独立行政法人北方領土問題対策協会 第4期中期目標期間見込業務実績 自己評価	39
1-1 国民世論の啓発	39
1-1-1 北方領土返還要求運動の推進	41
1-1-2 青少年や教育関係者に対する啓発	49
1-1-3 国民一般に対する情報発信	55
1-2 四島交流事業	61
1-3 調査研究	71
1-4 元島民等の援護	77
1-5 北方地域旧漁業権者等への融資	84
2-1 業務の見直し	88
2-2-1 一般管理費の削減	90
2-2-2 業務経費の効率化	91
2-3 給与水準の適正化	92
2-4 調達合理化等	93
3-1 運営費交付金の算定	96
3-2 一般業務勘定	97
3-3 貸付業務勘定	98
3-4 重要な財産の処分等に関する計画	99
4-1 内部統制の充実・強化	100
4-2 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	102
4-3 人事・労務管理	104
4-4 デジタル化による業務運営の効率化	105
4-5 剰余金の使途	106
4-6 施設及び整備に関する計画	107
4-7 中期目標を超える債務負担	108

1. 国民の皆様へ

北方領土問題は、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後にソ連軍が北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島をいう。）に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、さらには北方領土を一方的にソ連領に編入するなどし、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方領土を不法に占拠し続けていることから生じています。これは領土という国家の基本に関わる問題であり、北方領土問題の解決は我が国の外交にとって最重要課題の一つとなっております。我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉とともに、国民の正しい理解と支援・協力が不可欠です。

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、このような観点に立ち、北方領土問題の解決の促進を図ること等を目的として、①北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、②日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業（以下「四島交流事業」という。）、③北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、④北方地域に生活の本拠を有していた者（以下「元島民」という。）に対する援護事業、⑤北方地域旧漁業権者や元島民等に対する事業の経営と生活の安定を図ることを目的とした融資事業を実施しています。

北方領土問題の解決は、我が国とロシア両国間の最大の懸案事項であり、一日も早くこの問題が解決し、平和条約が締結されることが必要です。現下の日露関係は厳しい状況にありますが、協会は、北方領土問題等の解決の促進を図るために邁進していく所存ですので、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

2. 法人の基本情報

(1) 法人の概要

① 目的

協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、元島民に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的としています。

また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第 2 条第 2 項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的としています。（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。以下「協会法」という。）第 3 条）

② 業務内容

協会は、協会法の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ア 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発
- イ 四島交流事業
- ウ 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究
- エ 元島民に対する必要な援護
- オ ア～エの業務に附帯する業務
- カ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務

③ 沿革

昭和 44 年 10 月 特殊法人北方領土問題対策協会

平成 15 年 10 月 独立行政法人北方領土問題対策協会

④ 設立経緯

協会は、平成 15 年 10 月 1 日、特殊法人等改革の一環として廃止された特殊法人北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）を引き継ぐものとして、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）及び協会法に基づき、設立されました。旧協会は協会設立に伴い、解散し、旧協会の一切の権利及び義務は協会が承継しました。なお、協会は、通則法第 2 条に定める中期目標管理法人です。

《旧協会の概要》

旧協会は、昭和 44 年 10 月、北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、北方領土問題対策協会法（昭和 44 年法律第 34 号）に基づき、当時の「北方協会^{※1}」の業務全部及び「南方同胞援護会^{※2}」の業務の一部を承継して設立されました。

※1 北方協会

北方地域旧漁業権者等法に基づき、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、これらの者の営む漁業その他事業とその生活の安定を図ることを目的として、昭和 36 年 12 月に設立されました。

※2 南方同胞援護会

昭和 32 年 9 月 1 日、南方同胞援護会法に基づき、沖縄・小笠原等南方地域に関する調査研究、啓もう宣伝、同地域の居住者の援護等を行うことを目的として設立されましたが、昭和 34 年の法改正により、北方地域を対象として同種の事業を行うこととされました。（昭和 48 年 3 月 31 日解散）

⑤ 設立根拠法

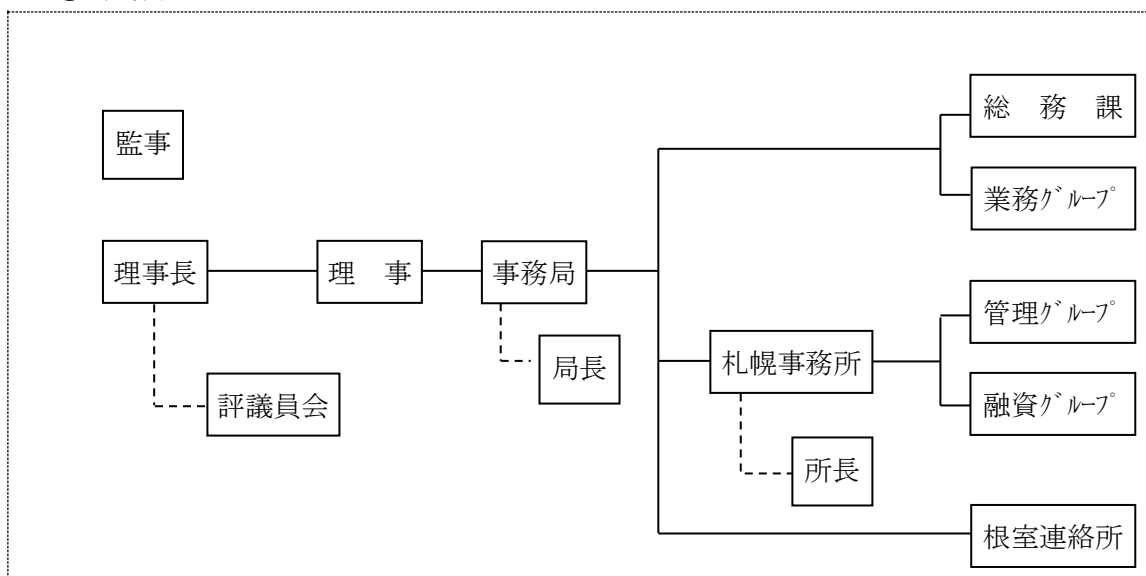
独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

⑥ 主務大臣

内閣総理大臣（内閣府北方対策本部）

農林水産大臣（水産庁漁政部水産経営課）

⑦ 組織図



(2) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地

協会の組織については、協会法第4条により東京に主たる事務所（事務局）を置くほか、協会組織規程（平成15年10月1日施行）第2条により札幌事務所、根室連絡所を次のとおり置いています。

[東京事務局]

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル
TEL 03-3843-3630

[札幌事務所]

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル
TEL 011-205-6121

[根室連絡所]

〒087-0028 北海道根室市大正町2丁目12番地 千島会館内
TEL 0153-23-3501

(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前年度末からのそれぞれの増減を含む）

（令和5年3月31日現在／単位：円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	256,069,521	0	0	256,069,521
資本金合計	256,069,521	0	0	256,069,521

(4) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

協会の役員は、理事長のほか、常勤理事（1名）、非常勤理事（5名以内）及び監事（2名・非常勤）です。（協会法第6条）

非常勤理事は、協会の事業に関連の深い各分野等（外交、調査研究、広報、返還運動及び北海道代表）から選任し、専門の分野について協会の業務を分担し、理事長を補佐しています。

監事2名のうち1名は主に貸付業務関係を分担し、その勤務地は札幌事務所です。

役員名簿（令和5年3月31日現在）

役職・担当	氏名	任期	経歴
理事長	諸 星 衛	自 平成30年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日	元(財)NHK インターナショナル理事長
理事(常勤)	菅 豪	自 令和3年 10月 1日 至 令和5年 9月 30日	前 内閣府大臣官房会計課調査官
理事(非常勤) 返還運動関係	麻 生 将 豊	自 令和5年 1月 1日 至 令和5年 12月 31日	公益社団法人日本青年会議所会頭
理事(非常勤) 調査研究（教育）関係	高 岡 麻 美	自 令和3年 10月 1日 至 令和5年 9月 30日	玉川大学教職大学院教育学研究科教職専攻准教授
理事(非常勤) 外交関係	湯 浅 剛	自 令和4年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日	上智大学外国語学部ロシア語学科教授
理事（非常勤） 広報関係	左近充 ひとみ	自 令和4年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日	内閣府大臣官房政府広報室政府広報アドバイザー
理事(非常勤) 北海道関係	小 玉 俊 宏	自 令和3年 10月 1日 至 令和5年 9月 30日	北海道副知事
監事(非常勤) 東京事務所	鳥 山 亜 弓	自 平成30年 8月 1日 至 令和4事業年度の 財務諸表承認日	弁護士、公認会計士
監事(非常勤) 札幌事務所	越 前 雅 裕	自 平成30年 8月 1日 至 令和4事業年度の 財務諸表承認日	前 公益社団法人北海道国際交流・協力 総合センター副会長兼専務理事

(5) 常勤職員の数

常勤職員は令和4年度末現在 21 人であり、平均年齢は 46.1 歳となっています。このうち、国からの出向者は3人です。

3. 財務諸表の科目

(1) 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金等

貸付金：一般債権及び貸倒懸念債権から貸倒引当金控除後の残高

賞与引当金見返：中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる賞与引当金に見合う額

その他（流動資産）：事務所借料等の前払費用、未収利息等の未収収益等

有形固定資産：建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など協会が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

投資その他の資産：破産更生債権（貸倒引当金控除後の残高）、敷金及び保証金（事務所等の敷金）、退職給付引当金見返（中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる退職給付引当金に見合う額）

長期借入金（流動負債）：一年以内返済予定の長期借入金

預り補助金等：令和4年度貸付事業費補助金の国庫返還金

未払金：期末において未払となっている債務及び社会保険料の事業主負担分等

引当金（賞与引当金）：期末決算日以降に支給される賞与のうち役職員の当期勤務期間に対応する部分の見積額

その他（流動負債）：未払利息等の未払費用、預り金等

資産見返負債：運営費交付金及び補助金等で取得した資産の残存簿価

長期借入金（固定負債）：上記一年以内返済予定以外の長期借入金

引当金（退職給付引当金）：期末決算日現在における役職員の退職一時金の見積額

その他（固定負債）：資産除去債務等

資本金：特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等

資本剰余金：協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金、事務所敷金

利益剰余金：一般業務勘定における中期目標期間中の利益及び特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された貸付業務勘定における積立金

(2) 行政コスト計算書

経常費用：一般業務勘定及び貸付業務勘定における業務に要した費用、給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費、受託業務費、財務費用（長期借入金等の支払利息）など

臨時損失：固定資産除売却損

その他行政コスト：減価償却相当額（償却資産のうち、特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等の減価償却費）、利息費用相当額（資産除去債務の時の経過により発生する計算上の利息）、除売却差額相当額（特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産の除却時の残存簿価）

(3) 損益計算書

北方対策業務費：一般業務勘定における業務に要した費用

受託業務費：一般業務勘定における受託業務に要した費用

貸付業務費：貸付業務勘定における業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費

財務費用：長期借入金等の利息の支払に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益

補助金等収益等：国からの補助金のうち当期の収益として認識した収益

自己収入：政府受託収入、貸付金から得た利息収入、預金利息、貸倒引当金戻入益、雑益

その他（経常収益）：資産見返負債戻入、賞与引当金見返・退職給付引当金見返に係る収益

臨時損失：固定資産の除却損

(4) 純資産変動計算書

当期首残高：今年度期首における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

当期変動額：その他行政コスト及び当期総利益の変動額

当期末残高：期末における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：協会の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、国からの運営費交付金、補助金、政府受託収入、貸付金の回収・利息等の収入、業務の実施による経費や人件費等

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産の取得による支出、定期預金預入及び払戻

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入による収入、借入金返済による支出、リース債務返済による支出

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概要

① 主要な財務データの経年比較

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産	5,624,219	5,670,516	5,620,315	5,726,180	5,848,731
負債	3,522,152	3,443,586	2,991,332	2,618,171	2,437,496
純資産	2,102,067	2,226,930	2,628,983	3,108,009	3,411,235
行政コスト	—	1,563,704	1,062,881	1,023,802	1,226,746
行政サービス実施 コスト	1,274,760	—	—	—	—
経常費用	1,352,024	1,404,764	1,046,040	1,013,474	1,215,279
経常収益	1,498,453	1,546,017	1,464,934	1,502,828	1,529,972
当期総利益	146,396	138,841	413,723	489,274	314,010
業務活動による キャッシュ・フロー	△13,634	409,081	809,920	847,394	547,591
投資活動による キャッシュ・フロー	△27,474	△54,977	△10,568	△65,006	△25,261
財務活動による キャッシュ・フロー	△301,665	△124,055	△524,664	△352,272	△145,812
資金期末残高	357,280	587,328	862,016	1,292,133	1,668,651

(注)・業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの各年度の金額の差異は、貸付業務勘定における貸付実績の増減によるものが主な要因です。

- 平成 30 年度は、一般業務勘定において、固定資産の取得があったため、経常費用、経常収益が減少しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和元年度は、一般業務勘定において、固定資産の取得があったため、資産の増加、また、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和 2 年度は、一般業務勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和 3 年度は、一般業務勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和 4 年度は、一般業務勘定において、ロシアによるウクライナ侵略の影響により事業の中止及び入札差額の発生等により、当期純利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	146,428	141,252	418,894	489,354	314,524
国民世論の啓発	73,365	79,120	306,466	199,024	79,957
四島交流	35,578	38,220	△18,885	143,975	129,544
調査研究	1,409	△205	797	12,744	24,915
元島民等の援護	29,091	17,276	124,293	138,826	117,106
受託事業	△2,021	△1,406	13	1,291	1,540
一般業務勘定共通	9,005	8,248	6,210	△6,505	△38,537
貸付業務勘定	—	0	0	0	168
合 計	146,428	141,252	418,894	489,354	314,693

（注）・一般業務勘定において、令和 4 年度は、ロシアによるウクライナ侵略の影響により事業が中止になったこと、入札差額の発生等に伴い、経常費用が減少したことにより、利益が発生しております。

- ・貸付業務勘定は、収支差を貸付事業費補助金として、国から受けているため通常時は利益が生じることはありませんが、令和 4 年度では固定資産除却損に対応する利益が発生しています。なお、この利益は臨時損失と相殺され最終損益はフラットとなっております。

経常費用の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	1,207,863	1,257,560	904,131	874,426	1,072,351
国民世論の啓発	509,164	526,231	267,254	339,963	500,734
四島交流	262,304	290,502	343,657	193,511	201,017
調査研究	6,759	6,667	18,685	30,849	28,593
元島民等の援護	272,214	286,585	190,092	201,254	227,056
受託事業	75,543	72,182	—	26,368	29,119
一般業務勘定共通	81,879	75,392	84,443	82,481	85,831
貸付業務勘定	144,161	147,205	141,910	139,047	142,928
合 計	1,352,024	1,404,764	1,046,040	1,013,474	1,215,279

（注） 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

経常収益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	1,354,291	1,398,812	1,323,025	1,363,781	1,386,875
国民世論の啓発	582,530	605,351	573,720	538,987	580,691
四島交流	297,882	328,722	324,772	337,486	330,561
調査研究	8,168	6,463	19,483	43,592	53,508
元島民等の援護	301,305	303,861	314,384	340,080	344,162
受託事業	73,523	70,775	13	27,659	30,659

一般業務勘定共通	90,884	83,641	90,653	75,976	47,294
貸付業務勘定	144,161	147,205	141,910	139,047	143,097
合 計	1,498,453	1,546,017	1,464,934	1,502,828	1,529,972

(注) 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	643,576	747,018	1,212,180	1,673,621	1,928,146
国民世論の啓発	321,065	334,558	347,960	342,308	277,232
四島交流	17,356	25,211	18,798	20,533	19,700
調査研究	—	764	1,050	1,359	2,344
元島民等の援護	9,155	28,078	21,950	56,800	27,633
受託事業費	19,660	—	727	295	439
一般業務勘定共通	276,340	358,408	821,695	1,252,328	1,600,798
貸付業務勘定	4,991,026	4,923,498	4,408,135	4,052,559	3,920,585
調 整 額	△10,384	—	—	—	—
合 計	5,624,219	5,670,516	5,620,315	5,726,180	5,848,731

(注) ・ 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

・ 調整額は勘定間の債権、債務の相殺によるもの。

負債の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	251,474	230,053	293,162	275,577	226,876
貸付業務勘定	3,281,061	3,213,533	2,698,170	2,342,594	2,210,620
調 整 額	△10,384	—	—	—	—
合 計	3,522,152	3,443,586	2,991,332	2,618,171	2,437,496

(注) ・ 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

・ 調整額は勘定間の債権、債務の相殺によるもの。

純資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般業務勘定	392,102	516,965	919,018	1,398,044	1,701,270
貸付業務勘定	1,709,965	1,709,965	1,709,965	1,709,965	1,709,965
合 計	2,102,067	2,226,930	2,628,983	3,108,009	3,411,235

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当該項目は該当なし

⑤ 行政コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

令和元年度から会計基準が改訂され、行政サービス実施コスト計算書から行政コス

ト計算書となっています。

行政コスト計算書

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
損益計算書上の費用	1,549,726	1,051,211	1,013,554	1,215,962
経常費用	1,404,764	1,046,040	1,013,474	1,215,279
臨時損失	144,962	5,171	80	683
その他行政コスト	13,977	11,670	10,248	10,783
行政コスト合計	1,563,704	1,062,881	1,023,802	1,226,746

[参考]

行政サービス実施コスト計算書の経年比較

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
業務費用	1,242,824	1,253,427	1,242,682
うち損益計算書上の費用	1,350,413	1,368,720	1,352,056
うち自己収入	△107,590	△115,294	△109,374
損益外減価償却相当額	14,019	12,403	12,253
損益外利息費用相当額	103	105	107
損益外除売却差額相当額	0	0	0
引当外賞与見積額	△1,482	△1,294	3,768
引当外退職給付増加見積額	17,565	△29,860	15,628
機会費用	1,066	795	221
行政サービス実施コスト	1,274,094	1,235,576	1,274,760

(注) 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(2) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

当該項目については該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

当該項目については該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

当該項目については該当なし

(3) 予算及び決算の概要

(単位: 千円)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入	1, 576, 001	1, 546, 224	1, 581, 286	1, 530, 225	1, 585, 806	1, 465, 721
運営費交付金	1, 322, 111	1, 322, 111	1, 321, 239	1, 321, 239	1, 333, 129	1, 333, 129
施設整備補助金	—	—	—	—	—	—
貸付事業費補助金	144, 426	116, 563	145, 362	108, 912	152, 837	105, 283
貸付金利息収入	39, 540	32, 826	40, 433	28, 586	28, 336	27, 223
事業外収入	104	106	105	106	105	69
政府受託収入	69, 196	73, 523	73, 523	70, 775	70, 775	0
参加費収入	624	439	624	606	624	0
償却債権取立益	—	—	—	—	—	—
その他の収入	—	657	—	1	—	16
支 出	1, 576, 001	1, 401, 651	1, 581, 286	1, 395, 665	1, 585, 806	1, 055, 385
北方対策事業費	1, 151, 138	1, 011, 407	1, 143, 739	1, 010, 572	1, 121, 512	741, 709
貸付業務関係経費	82, 678	60, 455	84, 507	48, 947	79, 885	42, 900
一般管理費	39, 881	38, 795	39, 501	42, 842	51, 956	38, 077
人件費	233, 108	215, 451	240, 016	221, 123	261, 678	232, 700
施設整備費	—	—	—	—	—	—
受託業務費	69, 196	75, 543	73, 523	72, 182	70, 775	0
区 分	令和 3 年度		令和 4 年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入	1, 591, 327	1, 499, 928	1, 592, 095	1, 508, 439		
運営費交付金	1, 338, 208	1, 338, 208	1, 342, 983	1, 342, 983		
施設整備補助金	—	—	—	—		
貸付事業費補助金	153, 363	113, 046	155, 876	115, 966		
貸付金利息収入	28, 299	20, 975	21, 810	18, 794		
事業外収入	58	36	27	37		
政府受託収入	70, 775	27, 364	70, 775	30, 220		
参加費収入	624	0	624	0		
償却債権取立益	—	—	—	—		
その他の収入	—	298	—	440		
支 出	1, 591, 327	1, 011, 362	1, 592, 095	1, 199, 929		
北方対策事業費	1, 132, 286	659, 842	1, 141, 933	813, 242		
貸付業務関係経費	75, 328	35, 480	70, 943	34, 701		
一般管理費	51, 260	49, 360	41, 886	41, 848		
人件費	261, 678	240, 313	266, 558	281, 019		
施設整備費	—	—	—	—		
受託業務費	70, 775	26, 368	70, 775	29, 119		

(4) 経費削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

① 経費削減及び効率化目標

当法人は、一般業務勘定において、当中期目標期間最終年度（令和4年度）における一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、前中期目標の最終年度（平成29年度）に対して7%削減することを目標としています。また、業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）は、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図ることを目標としています。

② 経費削減及び効率化目標の達成度合いを測る財務諸表等の科目（費用等）の経年比較

【一般管理費】

(単位：千円)

前中期目標期間 終了年度		当中期目標期間									
金額	比率	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
26,689	100%	26,304	98.6%	25,924	97.1%	25,550	95.7%	25,181	94.3%	24,817	92.9%

(注) 比率は、前中期目標最終年度予算に対する割合

【業務経費】

(単位：千円)

区分	前中期目標期間			当中期目標期間		
	平成29年度			平成30年度		
	効率化対象金額	金額	比率	効率化対象金額	金額	比率
一般業務勘定	699,845	692,846	99.0%	688,757	681,869	99.0%
貸付業務勘定	16,280	16,117	99.0%	—	—	—
区分	当中期目標期間					
	令和元年度			令和2年度		
	効率化対象金額	金額	比率	効率化対象金額	金額	比率
一般業務勘定	709,918	702,818	99.0%	709,812	702,713	99.0%
貸付業務勘定	—	—	—	—	—	—
区分	当中期目標期間					
	令和3年度			令和4年度		
	効率化対象金額	金額	比率	効率化対象金額	金額	比率
一般業務勘定	729,445	722,150	99.0%	711,168	704,056	99.0%
貸付業務勘定	—	—	—	—	—	—

(注) 比率は効率化対象金額（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く）に対する割合

5. 事業の説明

第4期中期目標を達成するため、業務運営の効率化の推進を図りつつ、国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究事業、元島民等の援護を行うとともに、北方地域旧漁業権者等法に基づく融資を実施しました。

(1) 財源の内訳

① 内訳（運営費交付金、補助金、借入金、債券発行等）

当法人の経常収益の内訳は、一般業務勘定運営費交付金収益、政府受託収入、貸付事業費補助金等収益、貸付金利息等となっています。

これを勘定別に区分すると、一般業務勘定は、運営費交付金収益、政府受託収入等となっています。また、貸付業務勘定は、補助金等収益、貸付金利息等となっています。

また、協会法第14条第1項の規定に基づき、貸付業務に必要な資金に充てるため、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて長期借入をしています。

② 自己収入の明細（自己収入の概要、収入先等）

当法人の一般業務勘定では、北方四島在住ロシア人の受入事業を外務省から受託したこと等により自己収入を得ています。

当法人の貸付業務勘定の事業では、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通したことにより、貸付金利息の自己収入を得ています。

(2) 財務情報及び業務実績の説明

① 一般業務勘定

国民世論の啓発事業及び調査研究事業の財源は、当該事業の目的である北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論啓発及び調査研究を行うことを目的として、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

また、四島交流事業のうち、訪問事業の財源は、四島在住ロシア人との相互理解を促進し、北方領土問題解決のための環境醸成を図ることを目的として、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

援護事業の財源は、当該事業の目的である元島民に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

上記事業の実施に必要な一般管理費及び人件費の財源は、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

② 貸付業務勘定

貸付業務の事業、財務費用である借入金等の支払利息、一般管理費及び人件

費の財源は、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図るため、内閣府から交付された補助金、貸付金利息、財務収益である受取利息等となっています。

(3) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

① 業務の見直し

協会の事業の有効性、費用対効果についての検証を、各年度行いそれぞれの事業の有効性及び費用対効果の観点から、適切に既存事業の廃止又は統合及び新規事業の創設を行い、より効果的・効率的な事業の実施に取り組みました。

また委託事業について、実施内容やその効果検証に主体的に関与したことに加え、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事後的な確認を実施しました。

② 業務・事務の効率化

業務経費の効率化について、毎年度、前年度の総額（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）から1%削減することが目標とされており、この目標に沿って毎年度、1%の経費の効率化を図り、これに新規事業を加えた予算額としています。

一般管理費について、前中期目標期間最終年度の総額から7%削減することが目標とされており、この目標の達成に向け、各年度において、積み上げ方式による予算の作成・執行管理、定例的な全体会議の開催による内部統制、各種業務マニュアルの整備・活用、ペーパーレス化の推進を含む経費の節約及び効率化等に取り組みました。

《関係組織・団体等の連絡・連携》

項 目	名 称	参 加 者 等	協 会
県民会議関係	都道府県民会議代表者 全国会議	県民会議の代表	主 催
	都道府県推進委員 全国会議	推進委員	主 催
	ブロック幹事県会議	各年度のブロック幹事 県の県民会議代表	主 催
	ブロック連絡協議会	ブロック内の県民会議 代表	共 催
北 連 協 関 係	北連協総会	加盟団体	加盟団体
	北連協幹事会	幹事団体	オブザーバー

全国大会関係 (2月7日・北方領土の日)	全国大会実行委員会	内閣府、北連協、 地方公共団体	オブザーバー
-------------------------	-----------	--------------------	--------

(注) 団体等の名称は以下のとおり。

- ・「県民会議」＝ 北方領土返還要求運動都道府県民会議の略称
- ・「北連協」＝ 北方領土返還要求運動連絡協議会の略称

③ 給与水準の適正化

協会の役職員の給与水準について、国の基準（人事院勧告等）に準じて定めており、政府の方針を踏まえ、適宜、給与規程の改正等の見直しを実施しています。

協会職員給与水準について、毎年度、国家公務員給与水準との比較検証を行っており、国家公務員を 100 とした場合、各ラスパイレース指数において、国家公務員の給与とほぼ同水準又は低い水準となっています。また、検証結果については、協会ホームページにおいて公表しています。

職員の士気を向上させるために、毎年度、職員の勤務成績を査定し、その査定結果は賞与等に反映させています。

福利厚生費については、規程に基づいた宿舍の事業者負担、法定に基づく健康診断など必要と認められる範囲においてのみ支出しています。

④ 調達合理化等

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、協会ホームページにおいて公表しました。

各年度において、策定した計画に基づき、調達等の合理化に取り組んだ結果、「競争性のない随意契約」については、各年度の契約件数のうち 2 割程度に抑えることができました。また、一者応札・一者応募の案件については協会の「1 者応札、1 者応募にかかる改善方策」に従い、できるだけ公告期間を確保する等の対策に取り組んだ結果、本中期目標期間初年度の平成 30 年度以降、一者応札・一者応募の件数の低減につなげることができましたが、令和 3 年度及び令和 4 年度においては、平成 30 年度と同様の件数となりました。引き続き参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札・一者応募の案件数の改善に取り組んでいきます。

また、「重点的に取り組む分野」として、道東の啓発施設に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入の拡大に努めました。

政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調

調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めました。

また、不祥事の発生未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組みました。

契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、会計事務の審査体制の整備等が適切に実施されるよう体制の整備を行っています。

また、協会にて契約及び支払を行う際には、受託事業者を監督・審査する各事業担当と支出を行う会計担当が事務処理の各段階において相互にチェックを行い、会計事務が適正に執行される審査体制をとっています。

これらに基づき、内部決裁により十分審査するとともに、監事からは、定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行い、その結果を理事長に報告するなど、審査体制の実効性が確保されるよう努めています。

なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを実施しており、会計監査人からは財務諸表監査の枠内においてチェックを受けています。

あわせて、毎年度、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び各年度の個々の契約案件の点検等を行いました。

⑤ 内部統制の充実・強化

内部統制に関し、コンプライアンスの実践の徹底を図るとともに、関係法令及び内部規程等に関して、遵守を徹底した上で日々の業務に取り組むよう機会を捉えて、役職員に注意喚起を行いました。

協会は、常勤職員 21 名（令和 4 年度末時点）と小規模な組織であるため、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起しています。また、理事長等の役員が組織運営方針を職員に伝えるためや職員間の情報共有を図るため、札幌事務所も含めた定例の事務局（事務所）会議を実施しています。本会議について、緊急事態宣言中は新型コロナウイルス感染症対策のため、対面による開催を中止し、メール等により情報共有を図りました。

また、業務の進捗状況の適切な管理を実現するため、各担当は年度計画に基づいたアクションプランを設定しており、各工程において適宜、相談及び結果報告を理事長等の役員に行っています。

協会内部のマネジメント等を含む業務を監査する監事は、監事監査の機会のみだけではなく、日常より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーション

ョンを図り、協会内の現状の把握に努めています。また、監事監査の結果は監事より理事長に報告しており、理事長は監事等との意見交換等を通して内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めています。

⑥ 運営費交付金の算定について

毎年度、運営費交付金を厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報及び協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常備するなどの対応を行うことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めました。

⑦ デジタル化による業務運営の効率化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、協会の情報システムの適切な整備及び管理を推進するための体制整備に向けて、必要な諸規程の策定等の準備を行いました。今年度実施した準備を基に、令和5年度においてはPMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）を設置の上、情報システムの適切な整備及び管理に取り組んでまいります。

(4) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国民世論の啓発

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	575,690 千円	501,933 千円	4 人
令和元年度	551,944 千円	471,461 千円	4 人
令和 2 年度	522,939 千円	245,836 千円	4 人
令和 3 年度	476,135 千円	290,523 千円	4 人
令和 4 年度	479,516 千円	407,632 千円	5 人

平成 30 年度、令和 2 年度及び令和 4 年度に国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、啓発活動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度等を測定する調査を実施しました。本調査の結果を基に、啓発活動の方針策定等に活用しました。

ア 北方領土返還要求運動の推進

○ 県民会議、北連協等が実施する事業への支援実績

北方領土返還要求全国大会の開催及び県民会議等が実施する事業に対し、啓発資料及び資材の提供、啓発パネル及びビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行い、各年度 150 回以上の事業を実施しました。

また、支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組状況等を記載する事業実施報告書の提出を受け、事業の効果を適切に把握するよう努めました。

○ 統一的なアンケートの実施

各都道府県民会議の代表者や推進委員等が出席する会議において、若年層又は初参加者の動員増加につながった県民会議の取組を好事例として共有し参加者の裾野の拡大につながる事業の検討を促した結果、若年層の割合については令和 4 年度を除いて目標を達成することができました。

令和 4 年度は、対面式での会議等の開催数が多くなりました。そのため、若年層の参加者数は前年度の人数を上回りましたが、全体の参加者数も増加したため、結果として目標値を下回る結果となりました。

初参加者の割合について、令和元年度には目標値を達成することができましたが、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染症の影響により初参加者の割合が落ち込み、令和 3 年度においても、Y o u T u b e によるオンライン配信等、参加者に負担の少ない開催形式を推進したこと等から、前年度より多くの初参加者の参加につながりましたが目標値には届きませんでした。

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策及び参加者の負担軽減のため、オンライン配信等を引き続き実施し、初参加者の割合増加に努めました。前年度とほぼ同様の数値となり目標値には届きませんでした。

○ 講師派遣

県民会議等が開催した県民大会等に北方領土問題等の有識者及び元島民等

を講師として派遣しました。

新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、オンライン会議システムを活用した講師派遣も並行して実施しました。

○ 推進委員の委嘱

地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を 47 都道府県に配置し、協会、推進委員、県民会議等の 3 者が密に連携し、事業の実施に努めました。

○ 県民会議事業及び協会事業等の課題等を協議するための会議の開催

推進委員により構成される会議及び県民会議等で構成される各種会議に出席し、全国における啓発活動の推進に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、書面開催やオンライン形式で開催を行い、県民会議等との連携及び事業実施の支援を行いました。

○ ホームページや SNS 等の活用

若年層を始めとした国民一般への情報発信を強化すべく、協会ホームページのリニューアルを令和 2 年度に行い、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用し、北方領土問題について分かりやすく説明したページを新設しました。

また、「エリカちゃん」や「エリオくん」を主人公にした協会 SNS において、プロジェクトチームによる積極的な投稿を実施するとともに、8 月と 2 月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせて SNS を活用した北方領土集中啓発事業を実施することにより、各年度において、前中期目標期間最終年度比 20% 増（情報発信数）、同 10% 増（読者数）を達成しました。

イ 青少年や教育関係者に対する啓発

○ 北方少年少女交流事業の開催

平成 30 年度及び令和元年度においては、それぞれ 7 月、令和 4 年度においては 8 月に元島民 3 世及び 4 世等、7 名が内閣総理大臣を始めとする関係大臣に対して、北方領土問題の早期解決を訴えるとともに、平成 30 年度及び令和元年度においては、関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を行いました。

令和 2 年度及び 3 年度は、関係機関と調整を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送ることとなりました。

○ オンライン研修会の開催

平成 30 年度及び令和元年度においては、青少年が元島民や北方領土隣接地域の自治体等と主体的に意見交換を行うことができる機会及び模擬授業の実施や授業案の作成等のグループワークを通して教育指導者の指導力向上につながるプログラムを行いました。

令和 2 年度から令和 4 年度まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大によ

り、従来のように根室市で研修会を実施することはできませんでしたが、代替事業としてオンライン会議システムを使用した大学生向けの研修会を実施し、さらに令和4年度に、教育委員会関係者向けの研修会を初めて実施しました。

○ 北方領土問題に関する全国スピーチコンテスト

本コンテストの最終選考会に候補者と同世代の中学生にも聴講してもらう等、より多くの若年層に北方領土問題について関心を持ってもらうための工夫を行いました。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として、出場中学生のスピーチ動画をY o u T u b eで視聴し審査するオンライン形式で最終選考会を実施しました。令和4年度の最終選考会においては、対面型で実施しつつ、Y o u T u b eでの配信も併せて行いました。

本事業の周知を図るため、最終選考会の審査員として教育者会議全国会議の参加教諭に参加してもらい、出場中学生のスピーチ動画を全国の県民会議や教育者会議において視聴してもらうよう依頼し、あわせて本事業の報告書の県民会議、教育者会議等への配付等にも取り組み、次年度における本コンテストへの参加を促しました。

○ ブロック青少年育成事業の実施

全国のより多くの青少年に北方領土問題の啓発を図るために、都道府県を6ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、各ブロック内における研修・交流会を開催しました。

○ 北方領土問題教育者会議及び北方領土問題教育者会議全国会議

教育者会議に対して、運営経費や啓発資材提供に加え、各県の教育者会議単独で実施した研修会及び教育者会議と県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール等の事業に対して、各年度、約100以上の事業に支援を行いました。

また、教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催し、学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等の積極的な取組を依頼するとともに、協会の業務内容や政府の方針等の再確認及び各教育者会議における活動事例等の共有を行い、北方領土教育に関する知見の拡大に取り組みました。

北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として、協会ホームページにおいて提供している学習教材集について、令和3年度にI C Tを活用した教材集を作成し、教材の拡充に取り組みました。本学習教材集は学習指導要領を考慮した内容となっており、教育現場で進むデジタル化にも対応した教材となっています。これらの教材集について、協会S N Sや教育者会議の全国会議等において積極的に周知を行った結果、各年度において前年度のダウンロード件数を上回りました。

○ 北方領土問題教育指導者地域研修会

各県民会議のブロック分けと同様に、各教育者会議を6ブロックに分け、ブロック内の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見

交換及び情報交換を通して、北方領土教育の一層の強化を図るため「北方領土問題教育指導者地域研修会」を開催しました。

○ 北方領土青少年等現地視察支援事業

平成 30 年度及び令和元年度においてはそれぞれ、18 県民会議から計 371 名が参加しました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、富山県民会議のみが本事業を実施し 19 名が参加しました。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中、4 県民会議から計 97 名が参加しました。令和 4 年度は、10 県民会議から計 242 名が参加しました。

また、一部の県民会議を除いて本事業の実施を見送らざるを得なかったことに鑑み、令和 3 年度には、代替事業として「北方領土オンラインスクール」を実施し、映像を通して納沙布岬から見える北方領土を体験してもらうとともに、隣接地域の青少年から北方領土返還への想いを全国の中学生へ伝えることで、全国の同世代の青少年とのオンラインによる交流に努めました。令和 4 年度においても、同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できなかった県民会議においては、代替事業として元島民のオンライン講話の視聴等を実施しました。

ウ 国民一般に対する情報発信

○ パンフレット等の啓発用資料・資材の作成

北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう一般向け啓発パンフレット、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」の人形等の作成を行い、県民会議等に提供することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらい、国民世論の啓発に役立てました。

さらに、啓発資材として、啓発用ボールペン等の作成を行い、連携している民間団体等への提供を通して、啓発活動を行いました。

また、令和 2 年度には、訪日外国人向けの外国語パンフレット（英語及びロシア語）の作成を行い、県民会議を通じて、役所や観光地等の外国人が利用する施設への設置を行いました。

令和 4 年度には、令和 3 年度に元島民の証言を参考にして制作した択捉島を舞台とした短編アニメーション「エトピリカ〜想いを紡ぐ鳥〜」について、若年層が親しみやすいよう漫画化するとともに、電子書籍として協会ホームページに公開しました。

○ 各年度の新規事業

平成 30 年度及び令和元年度は、街頭ビジョンによる啓発映像の放映や主な都道府県における啓発イベントの実施により、北方領土問題について身近に触れる機会の提供を行いました。

令和 2 年度には、VR コンテンツの作成により、主に若年層向けに、元島民の体験を追体験することでより分かりやすい啓発資材の作成及び活用に取り組みました。

令和 3 年度には、啓発用アニメーションや北海道根室高等学校北方領土根室

研究会所属の高校生による、北方領土の歴史や返還運動等について分かりやすく説明している北方領土出前講座動画及び納沙布岬から見える北方領土や北方館・望郷の家の展示物等について北方館の説明員が分かりやすく説明している動画を作成しました。

令和4年度には、若年層を対象に北方領土問題への理解や関心を深めてもらうことを目的として、北方領土のイメージキャラクター「エリカちゃん」が北方領土の歴史等を短い時間で説明する全4話（各1分程度）の北方領土問題啓発用Y o u T u b eショート動画を制作し、協会ホームページ及びY o u T u b eにおいて公開しました。

○ 北方領土に関する標語・キャッチコピーの募集

協会ホームページ及び公募専門誌・WEBサイトへの掲載並びに全国の都道府県民会議や教育者会議と連携し学生に本件への応募を促した結果、各年度において、前年度を超える応募数を集めることができました。

今後も、若年層に北方領土問題に対する関心を持ってもらう重要な機会の一つとして着実に本事業を実施していきます。

○ SNS広告等による啓発

協会SNSにおける発信と併せて、8月と2月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、SNS上の広告掲載スペースへ北方領土問題に関する広告の掲載を行いました。また、広報活動として、令和2年度及び令和3年度に「北方領土エリカちゃんマスコットプレゼントキャンペーン」を、令和3年度は、エリカちゃんに加えて「エリオくんマスコットプレゼントキャンペーン」を行いました。

北方領土返還運動全国強調月間における広告掲載の結果として、令和2年度は約26,000件、令和3年度は約58,000件、令和4年度は約28,000件の読者数の増加につながりました。

○ 民間企業等との連携

民間企業等と連携した啓発活動について、道東地域を始めとする民間企業等へ協力要請を行い啓発物品の設置協力を依頼しました。各年度において、都内に店舗を保有する道内企業、北海道博物館、日本青年団協議会、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会、長崎県民会議及び和歌山県民会議に協力を依頼し、パンフレット等の啓発資料を設置しました。

○ 啓発施設の有効活用について

北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、道東地域に啓発施設として北方館（根室市）、別海北方展望塔（別海町）及び羅臼国後展望塔（羅臼町）の3施設を保有し、「北方領土を目で見る運動」の推進のため有効に活用しています。

平成30年度及び令和元年度は、3施設においてほぼ目標値を達成することができましたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各施設において閉館を余儀なくされたため目標とする前中期目標期

間の年度平均集客数を下回りました。令和4年度は、根室管内への観光客数が徐々に回復してきたことにより新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度及び令和3年度の実績を上回る集客数を達成することはできましたが、目標値は下回る結果になりました。

引き続き、協会SNSにおいて、啓発施設の紹介を積極的に行うとともに来館者からの意見を基に、館内施設や展示物等の改善策の検討を進め、集客数の増加に努めていきます。

② 四島交流事業

	予算額	決算額	人 員
平成 30 年度	274, 452 千円	238, 463 千円	4 人
令和元年度	296, 621 千円	261, 665 千円	5 人
令和 2 年度	286, 619 千円	310, 354 千円	5 人
令和 3 年度	299, 264 千円	160, 879 千円	4 人
令和 4 年度	292, 197 千円	173, 868 千円	3 人

北方四島交流事業は、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と四島在住ロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組みが作られ、平成 4 年から実施しています。

協会の実施又は支援事業として、平成 30 年度及び令和元年度は、悪天候等による中止等を除き、当初の計画とおり訪問事業及び受入事業を実施しました。各回のプログラムについて、日本側及び四島側それぞれの文化等について学ぶことを通じて、相互理解の増進に努めるとともに、著名な作家やテレビ局役員を団員として起用することにより国民世論の啓発への波及効果を高めることに取り組みました。

令和 2 年度及び令和 3 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響、令和 4 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、計画していた全ての交流事業の実施を見送らざるを得ない未曾有の事態となりました。そのような中、令和 2 年度においては、事業再開が決定した際、円滑に事業を実施できるように訪問事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルの整備、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」（以下、「えとぴりか」という。）の改修及び新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達を行いました。

令和 3 年度は、交流事業が 2 年度にわたり実施できないという異例の状況の中、新たな取組として、四島交流事業の理解促進、情報発信の重要性を訴え、実践を促すことを目的に、都道府県民会議関係者を対象に「四島交流オンラインセミナー」を実施しました。また、今後の事業再開時に向けた準備として、参加団員の健康と安全を確保するため、受入事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアル及び感染症予防装備品の整備を行いました。

令和 4 年度は、元島民の故郷を訪問したいという切なる声に応えるべく、「えとぴりか」を使用した洋上慰霊が実施されることとなり、洋上慰霊が安全かつ安定的に実施できるよう、協会主催による試験運航を行いました。あわせて、3 年ぶりに「えとぴりか」を根室港へ回航したことを踏まえ、報道機関に対し公開して船内の新型コロナウイルス感染症対策を中心に説明を行うとともに、北方四島交流等事業や北方領土問題に対する理解や関心を深め、北方領土返還の機運醸成を図ることを目的に一般公開を開催しました。

なお、事業参加者による事後発信について、交流事業を実施できた平成 30 年度及び令和元年度においては、事前研修会や船内研修会において事後発信の重要性の説明や事業後のリマインド通知等、事後発信を促す取組を実施しましたが、事業参加者による発信数が伸び悩む結果となりました。交流事業が再開した際には、事後発信に関するアンケート結果や令和 3 年度に実施したオンラインセミナーにおいて聴取した意見を参考に、事後発信を促す仕組みを運用していきます。

ロシアによるウクライナ侵略により、令和 5 年度当初の四島交流等事業の展望は依然として見通すことが難しい状況ですが、北方四島交流等事業の重要性に鑑み、関係府省と緊密に連携し日露関係をめぐる情勢の変化に適切に対応していきます。

③ 調査研究事業

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	7,500 千円	6,106 千円	4 人
令和元年度	5,460 千円	5,668 千円	4 人
令和 2 年度	17,447 千円	16,179 千円	4 人
令和 3 年度	38,097 千円	26,646 千円	4 人
令和 4 年度	47,622 千円	24,701 千円	4 人

協会は北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、各年度において、北方領土問題をめぐる環境の変化や当面の課題等を踏まえた事業を実施しました。

北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心が高いと思われるテーマを選定し、調査研究を実施するとともに、その結果は翌年度の啓発活動を実施する際に活用しました。また、元島民の高齢化が進み、年々減少していく中で戦前の北方領土における生活等の資料は散逸や滅失してしまう状況にあることから、これら元島民の保有する貴重な北方領土関連資料を一元的に管理・活用することを目的に、令和 2 年度から 3 か年計画で、「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」を実施しました。結果として、北方領土の開拓時代の衣服、戦前の古写真や江戸期等の古地図等、計 540 点の資料を収集しました。3 か年計画の最終年度である令和 4 年度は、収集した資料をデジタルアーカイブとしてまとめた「北方領土バーチャル資料館」を協会ホームページで公開するとともに、多くの一般国民に、戦前の北方領土に関する実物資料を直接見てもらい、北方領土が日本固有の領土であること、及び北方領土問題に対する関心と理解を深めてもらうことを目的に、東京、大阪及び北海道の 3 か所で「北方領土関連収集資料展示会」を実施しました。あわせて、令和 3 年度に引き続き、資料収集を実施し、北方領土で使用していた生活用具や産業用具、古写真、書籍、古地図等、計 316 点の資料を収集しました。

また、調査結果へのアクセスの利便性向上を図るため、本中期目標期間中に実施した調査事業の結果も含め、これまでの調査研究結果を協会ホームページに公開するとともに、これらの調査研究結果を利活用した者からフィードバックを受け、今後の事業展開の参考にするために協会ホームページ上にアンケート機能を設置しました。

調査研究結果の引用・利活用数について、調査実施年度の翌年度を測定期間として設けていることから、令和 2 年度より比較検証が可能となりました。協会 SNS における調査研究結果の発信等の取組の結果、各年度において、所定の目標を達成することが出来ました。今後も関係機関への情報提供及び協会 SNS における発信を強化し、引用・利活用件数の拡大に取り組んでいきます。

④ 元島民等の援護

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	293,496 千円	264,905 千円	2 人
令和元年度	289,714 千円	271,778 千円	2 人
令和 2 年度	294,507 千円	169,340 千円	3 人
令和 3 年度	318,790 千円	181,793 千円	3 人
令和 4 年度	322,598 千円	207,041 千円	3 人

元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、千島連盟が行う返還要求運動、元島民後継者（以下「後継者」という。）対策推進事業、戦前における北方四島の生活実態及び引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動、人道的見地から元島民及びその家族等による四島への最大限に簡素化された訪問（いわゆる自由訪問）に対して支援を行いました。

ア 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援

○ 北方地域元居住者研修・交流会

元島民自身も返還要求運動の担い手として、重要な役割を果たしていることに鑑み、元島民の連携強化及び元島民としての自らの役割を再確認するための研修・交流会を実施しており、本事業に対して支援を行いました。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加者が高齢であることを踏まえて、本事業の開催を見送らざるを得ない状況となりました。

○ 署名活動に対する支援

千島連盟が行う北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん、管理業務に対する支援を行いました。千島連盟及び各支部において、元島民及び後継者等が中心となり各地域のイベント等に合わせて署名活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症以前は 2 月の北方領土返還運動強調月間中に開催される「さっぽろ雪まつり」会場において署名活動を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後は感染予防措置をとりながら署名を収集しました。

○ 千島連盟及び各支部の行う返還運動への支援

千島連盟の広報紙『『返せわれらが故郷』一齒舞・色丹・国後・択捉一』を年間 3 回発行し、連盟会員、行政機関、関係団体等へ配付する事業に対して支援を行いました。

また、北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟及び各支部（15 支部）が実施した一般市民等を対象とした啓発活動や研修会等の事業に対して支援を行いました。

さらに、北方領土に対する望郷の想いや四島での貴重な体験談を広く語り伝

える「語り部事業」への支援も行いました。平成 30 年度及び令和元年度においては、各年度、道外を含む 7 か所で実施した事業に対して支援を行いました。令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数が減少し、令和 2 年度は 1 か所、令和 3 年度は 4 か所の開催となりました。令和 4 年度においては、オンライン会議システムを活用し、当初の計画とおり、道外 7 か所で本事業を実施し、全ての事業に対して支援を行いました。

○ 元島民後継者の活動への支援

北方領土返還運動の推進に向け、後継者の育成が必要であることに鑑み、千島連盟が実施する後継者育成事業に対して支援を行っています。

平成 30 年度及び令和元年度においては、当初の計画とおり、各年度において、7 事業及び 6 事業に対して支援を行いました。令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた 5 事業のうち 3 事業は中止を余儀なくされましたが、残り 2 事業に対して支援を実施しました。令和 3 年度も、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により 4 事業の実施を計画していましたが、結果として 2 事業の実施となりました。令和 4 年度は、当初の計画とおり 4 事業実施することができました。各年度において、全ての実施事業へ支援を行いました。

○ 元島民の資料・証言等の整備保存

戦後 75 年以上が経過し、元島民の高齢化が進んでいることを踏まえ、千島連盟において、北方領土関連資料や元島民のインタビュー等の整備保存事業を実施しています。

平成 30 年度には、北方領土における日本人墓地の状況や移動経路の概況調査の実施及び元島民の保有している写真等を基に啓発用パネルを作成しました。令和元年度においては、過去に千島連盟が作成した元島民の体験談集の電子書籍化や元島民のインタビューをデジタル化し、オンラインストレージを使い共有化する事業を実施するとともに元島民の所有する写真等の資料を収集しました。令和 2 年度は、元年度に引き続き、元島民のインタビューのデジタル化を行うとともに元島民の保有している写真等の資料収集を行いました。あわせて、収集した一部の写真をカラー加工し、啓発用パネルを作成しました。令和 3 年度においても、引き続き、元島民のインタビュー等のデジタル化及び元島民の保有する写真等の収集を行いました。令和 4 年度においては、元島民の高齢化が進んでいること及び自由訪問開始から 20 年以上が経過したことを踏まえ、これまでの自由訪問で撮影した写真や参加者の手記、当時の新聞記事等の資料を整理し、元島民等の寄稿文と併せて冊子にまとめる「自由訪問アーカイブ作成」事業を行いました。

協会として、各年度に実施したこれら事業に対して支援を行いました。

イ 自由訪問に対する支援等

○ 自由訪問に対する支援

千島連盟を実施主体として、元島民及びその家族を対象とした最大限簡素化された、いわゆる自由訪問を行っています。平成 30 年度及び令和元年度においては、それぞれ計 7 回の実施を計画し、悪天候による日程変更等を除き、計画とおり事業を実施しました。事業終了後には、事業の実施概要、訪問団員の手記、訪問地の地図等の記録をまとめた報告書を作成し、千島連盟の各支部に配布しました。また、本報告書は次年度以降の事業実施に際しての参考資料として活用しています。

令和 2 年度から令和 4 年度においては、それぞれ計 7 回の訪問を計画しましたが、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、中止を余儀なくされました。

このような事業が実施できない状況下において、令和 2 年度は、訪問できなかった対象地の現状をまとめた資料「ふるさとの姿」を作成し、訪問事業参加予定者（398 名）及び関係機関へ配布しました。令和 3 年度は、過去の自由訪問の際に撮影した写真を写真集としてまとめ会員及び関係機関に配布しました。令和 4 年度は、「えとぴりか」を活用した洋上からの北方領土慰霊を実施しました。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、今後の自由訪問の展望は見通すことができない状況となりましたが、協会としては、関係府省と緊密に連携した上で、日露情勢をめぐる状況の変化に適切に対応していきます。

ウ 航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）

平成 28 年 12 月、山口、東京で行われた日露首脳会談において、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意しました。

その後の外交交渉の結果、平成 29 年に初めての航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、中標津空港から国後島及び択捉島への日帰り訪問を計画し実行しました（実際の日程は濃霧により 1 泊 2 日になりました。）。

平成 30 年度及び令和元年度においては、高齢化の進む元島民の方の負担を更に軽減するため、1 泊 2 日の日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画し予定とおり実行しました。それぞれの年度において、航空機墓参実施の前日に結団式及び事業の説明会を実施し、事業の趣旨等に関する参加者の理解促進に取り組みました。

令和 2 年度から令和 4 年度においては、元島民の負担軽減のため、航空機による墓参を中心とした自由訪問を計画していましたが、自由訪問と同様に、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、中止せざるを得ませんでした。ロシアによるウクライナ侵略を受け、本事業についても今後の展望は見通すことができない状況となりましたが、協会としては、関係府省と緊密に連携し今後の日露関係をめぐる情勢の変化に適切に対応していきます。

○ 航空機による上空からの北方領土慰霊

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、自由訪問及び航空機墓参を中止せざるを得ない状況となった中、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため、北海道庁及び千島連盟の共催により、令和2年10月21日（水）及び25日（日）の2日間（計5回、総参加者87名）に渡り、航空機による上空からの北方領土慰霊を実施しました。協会として、本事業に参加した元島民に対して支援を行いました。

○ 洋上からの北方領土慰霊

令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、自由訪問及び航空機墓参を中止せざるを得ない状況となりました。このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため、北海道庁及び千島連盟の共催により、令和4年7月23日（土）から8月10日（水）にわたり、「えとぴりか」を活用し、洋上からの北方領土慰霊（計10回、総参加者299名）を実施しました。協会として本事業の実施に対して、支援を行いました。

⑤ 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	82,678 千円	60,455 千円	3 人
令和元年度	84,507 千円	49,068 千円	3 人
令和 2 年度	79,885 千円	42,900 千円	3 人
令和 3 年度	75,328 千円	35,480 千円	3 人
令和 4 年度	70,943 千円	34,701 千円	3 人

ア 相談件数の増加

北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細やかな相談やサービスを行いました。その結果、相談件数の数値目標は、新型コロナウイルス感染症による活動制限の影響が大きかった令和 2 年度を除き達成しました。今後も借入資格対象者に寄り添った制度運営を行ってまいります。

・融資相談等の件数（目標件数：464 件）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
578 件	518 件	365 件	497 件	472 件

また、融資制度や借入資格承継制度等の内容周知・理解促進の手段としてダイレクトメールを活用しました。借入資格者等に各種パンフレット等を送付したほか、住宅リフォームや教育関連資金のニーズが見込まれる資格者をターゲットとしたダイレクトメールの発送数を増やす等の取組を実施することで、借入ニーズの喚起に努めました。

・ダイレクトメール実施状況

	実施回数	人数
平成 30 年度	4 回	19,876 名
令和元年度	6 回	16,559 名
令和 2 年度	5 回	11,096 名
令和 3 年度	9 回	12,746 名
令和 4 年度	8 回	14,409 名

○ 融資説明会及び融資相談会の実施

融資説明会については、千島連盟主催の各地区支部総会での併催を計画しました。しかしながら、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により支部総会の大半が会員のみの開催等となったため、融資説明

会も断念せざるを得ない状況が多くありました。

融資相談会については、借入資格者が多く住む根室市において開催を計画しました。利用者の利便性向上のため、平成 30 年度より休日を含めた開催を行い、令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえオンライン相談会を実施しました。令和 4 年度には開催回数を夏と冬の 2 回に増やし、1 回目は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン開催とし、2 回目は対面により開催しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度以降は目標回数を達成できませんでしたが、オンラインによる相談受付等を実施し、利用者の利便性や情報提供機会の低下を防ぎ、融資制度の周知に取り組みました。

・融資説明会及び相談会の回数（目標回数：10 回）

	実施回数	参加人数	相談件数
平成 30 年度	12 回	432 名	37 件
令和元年度	13 回	519 名	27 件
令和 2 年度	1 回（オンライン相談会のみ実施）	8 名	12 件
令和 3 年度	3 回（うちオンライン相談会 1 回）	61 名	8 件
令和 4 年度	5 回（うちオンライン相談会 1 回）	106 名	16 件

○ 借入資格承継に係る相談の促進

現在、借入の主体が借入資格の承継者になっており、平成 31 年 4 月の改正法施行によって複数名に対して承継することが可能になったことから、借入資格者のほか承継者になり得る二世世代に対してダイレクトメールを送付し、改正内容の周知や申請期限に関する注意喚起を行いました。また、千島連盟の郵送物に、協会の承継制度や融資制度のチラシを同封するなど連携を密にし、承継制度の利用促進を図りました。

〔生前承継の実績〕

第 4 期中期目標期間（H30 年度～現在） 115 名

〔死後承継の実績〕

第 4 期中期目標期間（H30 年度～現在） 33 名

イ 関係金融機関との連携強化

転貸機関や委託金融機関の実務担当者を対象に関係機関実務担当者会議を開催し、融資制度の内容や関連する法令の改正等の説明を通じて、関係機関の窓口担当者との情報交換及び連携強化に取り組みました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和 2 年度及び令和 3 年度は書面開催としましたが、令和 4 年度には、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、3 年ぶりに対

面による開催としました。そのほか、根室管内の8漁業協同組合から融資相談会の開催周知に対する協力を得ることや融資相談会開催時に関係金融機関を訪問し、情報収集やニーズの把握を行うことなどにより連携強化を図りました。

ウ 利用者ニーズの把握等

各種説明会等において聴取した利用者ニーズ等を踏まえ、令和元年度においては、融資メニューの見直しを行うこととし、設定当初の一定の使命を終えた更生資金の廃止及び新たな社会ニーズである介護・介助費用にも対応できるように生活資金の貸付条件の拡充を行いました。その結果、当該2資金の平成30年度の取扱件数は2件でしたが、令和4年度においては11件へと増加しました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症のような感染症の流行に対しても既存貸付の条件変更が行えるような見直しや貸付対象物件の火災保険請求権に対する質権設定基準の見直しを行い、利用者の負担軽減につながる内部規程の改正を行いました。

令和3年度までに聴取した要望として、核家族化が進む中、身内であっても個人保証を頼みにくくなってきたり、個人保証に代わる借入方法を検討してもらいたいとの意見や、住宅資金の利用限度額及び償還期限を一般金融機関並みに拡大してもらいたい等の意見がありました。また、個人保証に依存しない融資慣行の促進や、住宅資材の高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、令和4年度においては、生活資金及び修学資金については、保証人を要しない貸付の選択を可能とするよう見直しを行い、住宅資金では貸付限度額増加及び償還期間延長の条件拡大を行いました。これらは令和5年4月1日から施行しています。

今後も、より利用しやすい融資制度の運営ができるよう情報収集に努めてまいります。

エ 融資事業の適切な維持・継続

融資事業の運営にあたっては、融資資格の承継や融資利用において、親身な事前相談及び的確な審査により、適切な融資制度の運用に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響により貸付先の業績悪化があったことから、令和3年度よりリスク管理債権が増加傾向となりましたが、定期的な督促励行や関係金融機関との情報連携を図った結果、リスク管理債権比率は、各年度とも事業年度毎の目標値を達成することができました。

・リスク管理債権比率

	目標値	実績
平成30年度	2.44%	2.04%
令和元年度	2.20%	2.05%
令和2年度	2.11%	1.80%

令和3年度	2.01%	1.91%
令和4年度	2.06%	2.04%

※リスク管理債権比率の目標値

都市銀行及び信託銀行等を除く全国預金取扱金融機関のリスク管理債権比率の平均値

リスク管理債権の推移

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
破綻先債権額 (A)	28,635,145	26,434,175	23,634,534	21,059,169	18,833,108
内6か月以上延滞債権額	7,466,025	7,254,894	6,599,083	5,978,853	5,652,853
延滞債権額 (B)	50,467,005	47,110,739	34,872,233	34,115,418	36,768,600
3か月以上延滞債権額 (C)	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権額 (D)	0	0	0	0	0
リスク管理債権合計額 (A)+(B)+(C)+(D)=(E)	79,102,150	73,544,914	58,506,767	55,174,587	55,601,708
総貸出残高 (F)	3,879,570,786	3,584,522,744	3,247,256,004	2,883,923,454	2,727,171,814
比 率 (E)/(F)×100	2.04%	2.05%	1.80%	1.91%	2.04%

各区分の定義

破綻先債権額	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸付金及び同様の状況にある無利子貸付金（以下「未収利息不計上貸付金等」という）のうち、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している貸付金残高
延滞債権額	未収利息不計上貸付金等であって、破綻先債権額及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸付金以外のものの残高
3か月以上延滞債権額	弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付金の残高で、破綻先債権額及び延滞債権額を除いたもの
貸出条件緩和債権額	債務者の経営再建、支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸付金の残高で、破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額を除いたもの

※銀行法施行規則の改正により、金融再生法開示債権とリスク管理債権が一本化

されたことから、第5期中期目標の開始年度である令和5年度からは「金融再生法開示債権比率」を指標とする。

オ 法人資金の停止

法人資金については、平成20年度以降、取扱いを停止しています。

【第4期中期目標期間 融資状況（参考）】

年間貸付枠14億円に対する各年度の貸付決定額等の実績

（単位：百万円）

年度	資金名	貸付計画	貸付決定	差額	貸付金残高
平成30年度	事業資金	933	478	△455	1,066
	生活資金	467	166	△301	2,813
	合 計	1,400	643	△757	3,880
令和元年度	事業資金	901	464	△437	953
	生活資金	499	175	△324	2,631
	合 計	1,400	639	△761	3,585
令和2年度	事業資金	879	130	△749	689
	生活資金	521	115	△406	2,558
	合 計	1,400	245	△1,155	3,247
令和3年度	事業資金	879	38	△842	532
	生活資金	521	70	△450	2,351
	合 計	1,400	108	△1,292	2,884
令和4年度	事業資金	851	253	△598	557
	生活資金	549	76	△472	2,171
	合 計	1,400	329	△1,071	2,727

（注）事業資金の貸付金残高には、取扱停止中の法人資金の残高を含む。

生活資金の貸付金残高には、廃止した更生資金の残高を含む。

四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

6. その他

(1) 短期借入金の限度額

[一般業務勘定]

平成30年度～令和4年度において、短期借入を行いませんでした。

[貸付業務勘定]

貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達するために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として短期借入を行いました。各年度の資金計画と実際の借入額は以下一覧のとおりです。

	資金計画額	実績額
平成30年度	9億7,000万円	3億2,000万円
令和元年度	9億4,000万円	4億3,000万円
令和2年度	9億6,000万円	2億円
令和3年度	9億6,000万円	2億1,000万円
令和4年度	9億4,000万円	2億円

※貸付業務の短期借入金限度額は14億円。

(2) 不要財産等の処分

該当なし

(3) 重要な財産の処分等

低利な資金調達を可能とするため、設立時に国から交付された基金資産10億円を長期借入金に対する根担保として以下の民間金融機関に預入期間1年の定期預金として差し入れています。

利率について、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス0.5%で預入利率の違いにより当中期目標期間中0.502%から0.510%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートで資金調達を行うことにより低利率での資金調達を実施しました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北洋銀行	4億円	4億円	4億円	4億円	4億円
北海道信用漁業 協同組合連合会	2億5,000万円	2億5,000万円	2億5,000万円	2億5,000万円	2億5,000万円
大地みらい信用金庫	1億7,070万円	1億9,680万円	2億1,820万円	2億3,420万円	2億4,490万円
三菱UFJ銀行	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
信金中央金庫	7,930万円	5,320万円	3,180万円	1,580万円	510万円

(4) 剰余金の使途

該当なし

(5) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

① 施設及び設備に関する計画

該当なし

② 人事に関する計画

令和4年度末常勤職員数 21名

ア 適正に応じた人員配置

柔軟で流動的な組織を目指し、効果的及び効率的事業の推進のための業務体制等の検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い、課制を廃止（事務局総務課を除く。）し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めた上で人員配置を行うよう努めました。また、内閣府からの出向者の経験を活用し、更なる業務の改善に努めました。

イ 職員の能力向上のための研修の実施

組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び各職員の業務遂行能力の一層の向上を図るため、協会主体の研修の実施や他機関主催の各種研修へ職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図りました。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインで研修が実施されることが多かったため、積極的に職員の研修への派遣を行いました。また、協会が主催する研修についてもオンラインで実施する等の効率化を行いました。

今後も業務体制の見直しや外部研修の活用等を通して、計画的な人材育成及び働きやすい職場環境の整備に努めていきます。

③ 中期目標期間を超える債務負担

該当なし

④ 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

公文書管理については、担当職員を国立公文書館主催の研修へ派遣し、公文書管理に必要な知識の習得及び更新を図るとともに、協会の全ての役職員を対象として公文書管理研修を実施し、日常の業務を通して作成する法人文書を適切に管理及び保存することを促しました。

個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策については、政府の基準に沿って協会の各規程を運営しており、あわせて協会内で情報セキュリティ研修を実施し、役職員へサイバー攻撃への対処法及び情報セキュリティの重要性等について周知を行いました。

今後も法人文書や保有個人情報の適切な管理及び情報セキュリティ等について、役職員が十分な知識を持ち、適切な対応ができるように取り組んでいきます。

7．独立行政法人北方領土問題対策協会　第4期中期目標期間業務実績自己評価

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	国民世論の啓発		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報													
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲などを測定する調査の実施	初年度及びそのほか本中期目標期間中に少なくとも2回実施		1回		1回		1回	予算額（千円）	575,690	551,944	522,939	476,135	479,516
								決算額（千円）	501,933	471,461	245,836	290,523	407,632
								経常費用（千円）	509,164	526,231	267,254	339,963	500,734
								経常利益（千円）	73,365	79,120	306,466	199,024	79,957
								行政サービス実施コスト（千円）	526,945	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	－	568,668	284,068	350,291	512,032
								従事人員数	4人	4人	4人	4人	5人

中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					業務実績		自己評価
	中期目標	中期計画	主な評価指標	主要な業務実績	<自己評価> 国民世論の啓発　B 国民世論の啓発について、北方領土返還要求運動の推進、青少年や教育関係者に対する啓発及び国民一般に対する情報発信（小項目）ごとの自己評価は、B評価であることから全体として、当該項目の評価をBとした。 また、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会の事業の寄与などを測定する調査を平成30年度、令和2年度及び令和4年度に実施し、それぞれ次年度における啓発活動の方針策定等に活用した。		
	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動の活性化という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国に	北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に對する関心と理解を得て、国民運動としての運動を活性化する観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げていく必要がある。そのため、全国に	<その他の指標> PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会の寄与などを測定する調査が適切に実施されているか（初年度及びそのほか本中期目標期間中に少なくとも	<主要な業務実績> 平成30年度、令和2年度及び令和4年度に、全国の18～69歳の約3,000人を対象に「北方領土問題に関する国民世論の啓発に係る調査」を実施し、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、啓発活動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度等を測定した。 【平成30年度の調査結果概要】 若年層の関心度及び理解度が他の年齢層と比べて低いこと、どの年齢層においても運動への参加意欲が「どちらともいえない」と回答した割合が高いことが分かった。			

進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などの関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等（例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関なども含む。）と連携した取組も進める。 その前提として、PDC Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する。本中期目標期間初年度において、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。	おける活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などについて、その関心や理解の底上げを図る。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。 取組の前提として、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施し、このほか、中期目標期間中に少なくとも２回の調査を実施する。 また、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。	2回実施)。 事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、事業の改善・効率化を図っているか。 ＜評価の視点＞ ・国民世論の啓発に関する事項について、適切に実施されているか。 ・北方領土返還要求運動を国民運動として活性化するために、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する関心と理解を深めることに資するものか。	【令和２年度の調査結果概要】 若年層の北方領土問題への関心が他の年代と比べると一番低い一方で若年男性は啓発活動への参加意欲がどの年代よりも高いことが分かった。 【令和４年度の調査結果概要】 令和２年度に実施した調査結果と比べて、若年層における北方領土問題の関心度はやや上昇しているが、依然として他の年代と比べると低い傾向にある一方で、若年層における返還運動への参加意欲は他の年代と比べても大きな差はないことが分かった。 これらの結果を基に、若年層向けの啓発手段として効果的であるSNSの一層の活用及び地域イベントとコラボレーションした啓発事業の実施、教育者会議の活動強化、北方領土エリカちゃん等を活用した北方領土問題に関する情報発信の強化等を通して、北方領土問題への関心度及び理解度並びに返還要求運動への参加意欲を高めることを目的に、県民会議等の関係団体へ積極的な活動展開を求めながら、啓発事業を実施した。	
---	--	---	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【難易度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたこととも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。		
		関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
各年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合	前中期目標期間最終年度の水準を上回る。	若年層：19.6％ 初参加者：58.8％	若年層：23.4％ 初参加者：54.4％	若年層：21.3％ 初参加者：59.1％	若年層：24.9％ 初参加者：34.2％	若年層：28.9％ 初参加者：55.3％	若年層：16.8％ 初参加者：53.3％						
北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数	前中期目標期間最終年度比20％増	371件 ※前中期目標期間最終年度値：309件	387件	495件	452件	532件	531件						
SNS等の読者数	前中期目標期間最終年度比10％増	27,528件 ※前中期目標期間最終年度値：25,025件	26,013件	39,379件	72,963件	125,664件	150,693件						

	取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、各年度の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数又は反応数（媒体・ツール当たり）については、前中期目標期間最終年度比 10%増とするよう努める。			<table><tr><td></td><td></td><td>5 回（北連協等事業）</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>183 回</td><td>20 回（県民大会） 5 回（研修会等） 27 回（キャラバン等） 126 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>224 回</td><td>33 回（県民大会） 7 回（研修会等） 50 回（キャラバン等） 129 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）</td></tr></table>			5 回（北連協等事業）	令和3年度	183 回	20 回（県民大会） 5 回（研修会等） 27 回（キャラバン等） 126 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）	令和4年度	224 回	33 回（県民大会） 7 回（研修会等） 50 回（キャラバン等） 129 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）
		5 回（北連協等事業）											
令和3年度	183 回	20 回（県民大会） 5 回（研修会等） 27 回（キャラバン等） 126 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）											
令和4年度	224 回	33 回（県民大会） 7 回（研修会等） 50 回（キャラバン等） 129 回（パネル展） 5 回（北連協等事業）											
		また、「北方領土の日」設定（昭和56年1月6日閣議了解）以来、継続して開催されている「北方領土返還要求全国大会」に対し、啓発資料の提供並びに人的及び経済的支援を行った。 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、無観客方式によるオンライン開催とし、協会ホームページに特設サイトを開設し、そのサイトにおいて会議の様子をライブ中継し、大会の様子を協会SNSにおいて発信した。オンライン開催とした令和2年度及び令和3年度の累計参加者数は、対面で行った平成30年度及び令和元年度の累計参加者の約4倍となる13,200名の参加を得ることができた。 令和4年度は、3年ぶりに有観客方式による開催としたほか、大会の様子を協会のSNSで発信するとともに、協会ホームページ内に特設サイトを設け、会場の様子をライブ中継したことで、効果的な発信を行い国民の関心度及び理解度の向上に努めた。 ○ 統一的なアンケートの実施結果について 北方領土返還要求運動の中心として携わってきた元島民が高齢化を迎えており、返還要求運動の担い手となる若年層の育成が大きな課題となっている。この課題への対策の一つとして、第4期中期目標において「県民大会等の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が前中期目標期間最終年度水準を上回ること」としており、各県民大会、講演会、研修会において、参加者の年齢層や事業の効果、今後の課題等を的確に把握するために、統一的なアンケートを実施した。 その結果、第4期中期目標期間の各年度における若年層の割合及び初参加者の割合については以下のような結果となった。											
	況であったことから、初参加者の割合が落ち込み、令和3年度においても、YouTubeによるオンライン配信等、参加者に負担の少ない開催形式を推進したこと等から、前年度より多くの初参加者の参加につながったが目標値には至らなかった。 令和4年度は、前年度とほぼ同様の数値となり目標値には届かなかったが、新型コロナウイルス感染症対策及び参加者の負担を軽減するためオンライン配信等を引き続き実施し、初参加者の割合増加に努めた。 ○ 講師派遣 県民会議等が開催した県民大会等に北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣した。 新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、オンライン会議システムを活用したオンライン講師派遣も並行して実施した。 令和4年度は、多くの講演会を対面式で開催することができた。ただし、高齢化の進む元島民については、身体的負担軽減及び新型コロナウイルス感染症対策として、引き続きオンライン会議システムを用いた講師派遣を行った。 ○ 推進委員制度について 地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を47都道府県に配置し、協会、推進委員、県民会議等の3者が密に連携し、事業の実施に努めた。 ○ 県民会議事業及び協会事業等の課題等を協議するための会議の開催について 県民会議等で構成される以下の会議に出席し、全国における啓発活動の推進に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、書面開催やオンライン形式で開催を行い、県民会議等との連携及び事業実施の支援を行った。今後もこれらの会議を活用し、県民会議事業等の円滑な実施に努めていく。 ・ 都道府県推進委員全国会議 各年度の事業計画及び返還要求運動の進め方を協議するために開催しており、協会の方針を各都道府県の推進委員に理解してもらうことで、県民会議等による円滑な事業実施の後押しに努めた。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、書面により開催したが令和3年度においては各県民会議を6												

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			講演してもらうオンライン講師派遣を併せて実施した。 ○ 推進委員制度について 地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を47都道府県に配置し、協会、推進委員、県民会議等の3者が密に連携し、事業の実施に努めた。 ○ 県民会議事業及び協会事業等の課題等を協議するための会議の開催について 県民会議等で構成される以下の会議に出席し、全国における啓発活動の推進に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は多くの会議を中止せざるを得なかったが、令和3年度以降は対面での開催が難しい場合はオンライン形式で会議を行い、協会事業や他県民会議の取組を紹介することにより、県民会議との課題の共有や課題の解決に向けた取組の在り方等について、意見交換を行った。 ・ 都道府県推進委員全国会議 各年度の事業計画及び返還要求運動の進め方を協議するために開催しており、協会の方針を各都道府県の推進委員に理解してもらうことで、県民会議等による円滑な事業実施の後押しに努めた。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、書面により開催したが、令和3年度においては各県民会議を6ブロックに分けたブロック幹事県の推進委員と県民会議担当者によるオンライン形式で会議を開催した。令和4年度は、47都道府県の推進委員等がオンラインで出席し会議を開催した。 ・ 都道府県民会議代表者全国会議 都道府県民会議代表者が一堂に会し、各年度の上半期の事業報告、北方領土返還運動全国強調月間事業及び今後の返還要求運動等について協議するために本会議を開催している。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を見送らざるを得ない状況となったが、代わりに会議資料の送付を行う等、協会と各都道府県民会議の連携強化に取り組んだ。令和3年度は、ブロック幹事県県民会議関係者によるオンライン形式で会議を開催した。令和4年度は3年ぶりに都道府県民会議代表者により対面で開催した。
--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報				
1－1－2	青少年や教育関係者に対する啓発			
業務に関連する政策・施策	－		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	－
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げる必要がある。 【難易度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたこととも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。			
		関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198	

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数	前年度比増とする。	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件	23,045件	25,463件	予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価
全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。 また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。	返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主體的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主體的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。 学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増と	＜主な定量的指標＞ ・協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増とする。 ＜その他の指標＞ 青少年向け事業参加者が事業後も引き続き北方領土問題に対する関心を持ってもらえるように、参加者への事後活動の促進を図られているか。 ＜評価の視点＞ 国民運動としての北方領土要求返還運動の担い手の育成及び若年層への情報発信強化に資するものか。	＜主要な業務実績＞ 青少年や教育関係者に対する啓発 ○ 北方青少年交流事業の開催 本交流事業は、昭和46年から毎年実施しており、北方領土隣接地域の1市4町（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）に在住する北方領土元居住者の3世、4世等（中学生）を夏休み期間中に東京に招き、内閣総理大臣を始めとする関係大臣への表敬及び関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に実施している。 平成30年度及び令和元年度においては、それぞれ7月に元島民3世及び4世等、7名が内閣総理大臣を始めとする関係大臣に対して、北方領土問題の早期解決を訴え、令和2年度及びブロック内の同世代の青少年との交流を行った。令和3年度においては、関係機関と調整を行ったが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業の実施はできなかつた。令和4年度は、本事業を実施することができ、元島民3世及び4世等、7名が内閣総理大臣を始めとする関係大臣等へ北方領土問題の早期解決を訴えた。	＜自己評価＞ 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 B ○ 青少年や教育関係者に対する各種事業の実施について ① 北方青少年交流事業の開催 北方領土隣接地域の1市4町に在住する北方領土元居住者の3世、4世等（中学生）に対して、北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に実施している。平成30年度及び令和元年度においては、それぞれ7月に元島民3世及び4世等、7名が内閣総理大臣を始めとする関係大臣に対して、北方領土問題の早期解決を訴え、令和2年度及びブロック内の同世代の青少年との交流を行った。令和3年度及び4世等は、関係機関と調整を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送ることとなった。令和4年度は、本事業を実施することができ、元島民3世及び4世等、7名が内閣総理大臣を始めとする関係大臣等へ北方領土問題の早期解決を訴えた。
			② 現地研修会／オンライン研修会の開催 平成30年度及び令和元年度においては、青少年が元島民や北方領土隣接地域の自治体等と主体的に意見交換を行うことができた機会及び模擬授業の実施や授業案の作成等のグループワークを通して教育指導者の指導力向上につながるプログラムを行った。 令和2年度から令和4年度までにおいては、大学生を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来のように根室市で研修会を実施することはできなかつたが、代替事業としてオンライン会議システムを使用した研修会を実施した。 あわせて、令和4年度は、全国教育委員会関係者向けに、北方領土問題への理解や関心を深め、北方領土教育の充実を図ることを目的に、「北方領土問題教育委員会関係者オンライン研修会」を初めて実施した。 これらの事業参加者に対してアンケートを実施し、約9割の参加者から「非常に有意義だった」又は「有意義だった」との評価を得た。	
			③ 北方領土問題に関する全国スピーチコンテスト 次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的に全国の中学生を対象に各年	

			双方向的交流ができるプログラムを行った。大学生向けの研修会では、北方領土問題に係る事前学習を課題とし、研修会におけるグループディスカッションが活発に行われるように努めた。 令和３年度は、令和２年度に引き続き、大学生を対象とした「北方領土オンラインゼミナール」をオンライン形式で、教育委員会関係者向けの研修会を書面にて実施した。 令和４年度は、大学生を対象とした「北方領土オンラインゼミナール」を引き続きオンライン形式で開催するとともに、全国の教育委員会関係者を対象に、北方領土問題への理解や関心を深め、北方領土教育の充実を図ること等を目的に「北方領土問題教育委員会関係者オンライン研修会」を初めて実施した。 ○ 北方領土問題に関する全国スピーチコンテスト 次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心をもち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的に全国の中学生を対象に各年度において「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を実施した。 平成30年度、令和元年度及び令和４年度は、最終選考会の開催に際して、候補者と同世代の中学生にも聴講してもらおう等、多くの若年層に北方領土問題について関心を持ってもらうための工夫を行った。令和２年度及び令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出場中学生のスピーチ動画をＹｏｕＴｕｂｅで視聴し審査するオンライン形式で最終選考会を実施した。 また、本事業の結果は報告書として取りまとめ、県民会議、教育者会議等へ配付し、次年度における本コンテストへの参加を促すように努めた。 ○ ブロック青少年育成事業 全国のより多くの青少年に北方領土問題の啓発を図るために、各都道府県を６ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、各ブロック内における研修・交流会を開催した。 平成30年度及び令和元年度においては悪天候による事業の中止を除き、全てのブロックにおいて事業を実施した。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、関係機関と調整を行ったが、事業の実施を見送らざるを得なかったが、コロナ禍における事業実施の２年度目となる令和３年度においてはオンライン会議システムを活用し、全てのブロックで事業実施に至った。令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった１ブロックを除き、５ブロックで対面又はオンラインで事業を行うことができた。 ⑤ 北方領土問題教育者会議等について 教育者会議に対して、運営経費や啓発資材提供に加え、各県の教育者会議単独で実施した研修会及び教育者会議と県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール、元島民等による「語り部講演会」等の事業に対して、各年度、約100以上の事業に支援を行った。 また、教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催し、学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等の積極的な取組を依頼するとともに、協会の業務内容や政府の方針等の再確認及び各教育者会
			度において「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を実施した。 本コンテストの最終選考会に候補者と同世代の中学生にも聴講してもらおう等、より多くの若年層に北方領土問題について関心を持ってもらうための工夫を行った。新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため、対面での最終選考会実施が難しかった令和２年度及び令和３年度は、出場中学生のスピーチ動画をＹｏｕＴｕｂｅで視聴し審査するオンライン形式で最終選考会を実施した。 本事業の周知を図るため、最終選考会の審査員として教育者会議全国会議の参加教諭に参加してもらい、出場中学生のスピーチ動画を全国の県民会議や教育者会議において視聴してもらおうよう依頼し、あわせて本事業の報告書の県民会議、教育者会議等への配付等にも取り組み、次年度における本コンテストへの参加を促した。 ④ ブロック青少年育成事業 全国のより多くの青少年に北方領土問題の啓発を図るために、各都道府県を６ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、各ブロック内における研修・交流会を開催した。 平成30年度及び令和元年度においては悪天候による事業の中止を除き、全てのブロックにおいて事業を実施した。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、関係機関と調整を行ったが、事業の実施を見送らざるを得なかったが、コロナ禍における事業実施の２年度目となる令和３年度においてはオンライン会議システムを活用し、全てのブロックで事業実施に至った。令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった１ブロックを除き、５ブロックで対面又はオンラインで事業を行うことができた。 ⑤ 北方領土問題教育者会議等について 教育者会議に対して、運営経費や啓発資材提供に加え、各県の教育者会議単独で実施した研修会及び教育者会議と県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール、元島民等による「語り部講演会」等の事業に対して、各年度、約100以上の事業に支援を行った。 また、教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催し、学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等の積極的な取組を依頼するとともに、協会の業務内容や政府の方針等の再確認及び各教育者会

			事業を行うことができ、計 330 名が事業に参加した。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった 1 ブロックを除き、5 ブロックで対面又はオンラインで事業を行い、計 332 名が事業に参加した。 ○ 北方領土問題教育者会議 北方領土返還要求運動は、北方領土問題の一日も早い解決を希求し、解決に向けた粘り強い取組が必要との観点から、青少年への啓発及び返還要求運動の後継者の育成が運動の重点課題となっている。これらを踏まえ、学校教育現場における関係者の果たす役割が今後ますます重要になってくるとの認識の下、北方領土教育の充実及び強化を図るため、平成 15 年から北方領土問題教育者会議の設置を進め、平成 30 年度に宮城県及び福島県において教育者会議が設置されたことにより全ての都道府県に教育者会議を設置した。 教育者会議に対して、教育者会議が行う事業の充実及び拡大を図るため、教育者会議の運営に関する経費及び教育者会議が学校等で実施する以下事業に関する経費並びにその他啓発資材の提供等の支援を行い、各年度、約 100 以上の事業の支援を行った。 ＜教育者会議実施事業＞ ・ 北方領土作文コンクール ・ 北方領土授業の実践 ・ 北方領土学習会の開催 ・ 北方領土パネル展 ・ 北方領土教育用教材及び資料の作成 ・ 元島民とのオンライン交流会の開催 ・ 元島民等による「語り部講演会」等の開催 ・ 北方領土問題教育者会議全国会議 教育者会議の運営に当たっては、各県教育委員会の理解と協力を得ることが最大の課題となっている。その課題を解消するための方策の検討、各県の事例等を基にした意見交換及び教材等の成果物の共有を目的として、平成 18 年から教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催し、学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等での積極的な取組を依頼している。 平成 30 年度、令和元年度及び令和 4 年度においては、文部科学省から北方領土に関する教育について、外務省から日本の対露外交等について、協会から事業の概要について、それぞれ説明を行った上で、各教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の提供を行った。 令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス	事業を行うことができ、計 330 名が事業に参加した。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった 1 ブロックを除き、5 ブロックで対面又はオンラインで事業を行い、計 332 名が事業に参加した。 ○ 北方領土問題教育者会議 北方領土返還要求運動は、北方領土問題の一日も早い解決を希求し、解決に向けた粘り強い取組が必要との観点から、青少年への啓発及び返還要求運動の後継者の育成が運動の重点課題となっている。これらを踏まえ、学校教育現場における関係者の果たす役割が今後ますます重要になってくるとの認識の下、北方領土教育の充実及び強化を図るため、平成 15 年から北方領土問題教育者会議の設置を進め、平成 30 年度に宮城県及び福島県において教育者会議が設置されたことにより全ての都道府県に教育者会議を設置した。 教育者会議に対して、教育者会議が行う事業の充実及び拡大を図るため、教育者会議の運営に関する経費及び教育者会議が学校等で実施する以下事業に関する経費並びにその他啓発資材の提供等の支援を行い、各年度、約 100 以上の事業の支援を行った。 ＜教育者会議実施事業＞ ・ 北方領土作文コンクール ・ 北方領土授業の実践 ・ 北方領土学習会の開催 ・ 北方領土パネル展 ・ 北方領土教育用教材及び資料の作成 ・ 元島民とのオンライン交流会の開催 ・ 元島民等による「語り部講演会」等の開催 ・ 北方領土問題教育者会議全国会議 教育者会議の運営に当たっては、各県教育委員会の理解と協力を得ることが最大の課題となっている。その課題を解消するための方策の検討、各県の事例等を基にした意見交換及び教材等の成果物の共有を目的として、平成 18 年から教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催し、学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等での積極的な取組を依頼している。 平成 30 年度、令和元年度及び令和 4 年度においては、文部科学省から北方領土に関する教育について、外務省から日本の対露外交等について、協会から事業の概要について、それぞれ説明を行った上で、各教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の提供を行った。 令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス	議における活動事例等の共有を行い、北方領土教育に関する知見の拡大に取り組んだ。 文部科学省において、「中学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領」の一部改訂を行い、平成 28 年度から使用されている中学校社会科の教科書等に北方領土問題についての記述が大幅に増えたことを踏まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において学校教育の重要性を訴えるとともに、教育者会議が行う事業に対して支援を拡充することとし、学校教育の場での北方領土問題に関する実践授業等への積極的な取組を依頼した。 北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として、協会ホームページにおいて提供している学習教材集について、令和 3 年度に ICT を活用した教材集を作成し、教材の拡充に取り組んだ。学習教材集の作成に際して、学習指導要領を考慮した内容とし、デジタル化にも対応した教材となるように工夫を行った。あわせて、協会 SNS や教育者会議の全国会議等において積極的に周知を行った結果、各年度において前年度のダウンロード件数を上回った。 ⑥ 北方領土青少年等現地視察事業 平成 30 年度及び令和元年度においてはそれぞれ、18 県民会議から、計 371 名が参加した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、富山県民会議のみが本事業を実施し、19 名が参加した。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中、4 県民会議から計 97 名が参加した。また、一部の県民会議を除いて本事業の実施を見送らざるを得なかったことに鑑み、令和 3 年度には、代替事業として「北方領土オンラインスクール」を実施し、映像を通して納沙布岬から見える北方領土を体験してもらうとともに、隣接地域の青少年から北方領土返還への想いを全国の中学生へ伝えることで、全国の同世代の青少年とのオンラインによる交流に努めた。令和 4 年度は、10 県民会議から計 242 名が参加した。令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施出来なかった県民会議においては、代替事業として元島民のオンライン講話の視聴等を実施した。 協会として、北方領土問題を自分ごととして認識してもらうことを目的に現地視察前の事前研修会の実施並びに視察日程に「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件に支援を行い、事後活動として、事業に参加した中学生は、地元中学校の学年集会での視察報告等を行った。
--	--	--	---	---	---

			感染症の影響のため、関係機関と調整を行った結果、書面開催となった。令和２年度は、各県教育者会議の主な活動内容や各県教育者会議が制作した北方領土教材に係る情報の共有、令和３年度は、年度の啓発事業に関する資料や教育者会議の活動に対する支援拡充に関する資料等を共有することにより、学校教育の場における北方領土教育の充実及び強化を図った。 また、文部科学省において、「中学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領」の一部改訂を行い、平成 28 年度から使用されている中学校社会科の教科書等に北方領土問題についての記述が大幅に増えた。これを踏まえ、教育者会議全国会議などあらゆる場面において学校教育の重要性を訴えるとともに、教育者会議が行う事業に対して支援を拡充することとし、学校教育の場での北方領土問題に関する実践授業等への積極的な取組を依頼した。 ○ 学習教材ダウンロード数 協会では北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として学習教材集を協会ホームページ上で提供しており、第４期中期目標において「学習教材集のダウンロード数を前年度比増」とすることとしている。令和３年度に、近年、ＩＣＴ（情報通信技術）が学校教育の現場において取り入れられていることに鑑み、中学校教員向けにＩＣＴを活用した「北方領土に関する学習教材集」を新たに作成し、教材集の拡充を行った。学習教材集の作成に際して、学習指導要領を考慮した内容とし、デジタル化にも対応した教材となるように工夫を行った。あわせて、協会ＳＮＳや教育者会議の全国会議等における積極的な周知の結果、各年度において前年度のダウンロード件数を上回る結果となった。 ・協会ＨＰ掲載学習教材集のダウンロード件数 <table> <tr> <th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th></tr> <tr> <td>ダウンロード件数</td><td>1, 406 件</td><td>4, 022 件</td><td>7, 097 件</td></tr> <tr> <td></td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td></tr> <tr> <td>ダウンロード件数</td><td>11, 741 件</td><td>23, 045 件</td><td>25, 463 件</td></tr> </table> ○ 北方領土問題教育指導者地域研修会 各県民会議のブロック分けと同様に、各教育者会議を６ブロックに分け、ブロック内の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見交換及び情報交換を通して、北方領土教育の一層の強化を図るため「北方領土問題教育指導者地域研修会」を開催している。 平成 30 年度及び令和元年度においては、悪天候等により開催		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	ダウンロード件数	1, 406 件	4, 022 件	7, 097 件		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	ダウンロード件数	11, 741 件	23, 045 件	25, 463 件
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																
ダウンロード件数	1, 406 件	4, 022 件	7, 097 件																
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																
ダウンロード件数	11, 741 件	23, 045 件	25, 463 件																

			を中止した3ブロックを除き全てのブロックにおいて研修会を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により九州・沖縄ブロックのみが研修会を開催し、他の5つのブロックの研修会については中止を余儀なくされた。コロナ禍における事業実施の2年度目となる令和3年度においては、オンライン会議システムの活用を推進した結果、5つのブロックにおいて本研修会を実施した。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった1ブロックを除き、5ブロックで対面又はオンラインで事業を行うことができた。 ○ 北方領土青少年等現地視察事業 北方領土返還要求運動都道府県民会議が構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に北方領土を自らの目で実感してもらい、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供することで、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的に「北方領土青少年等現地視察事業」を実施している。 協会として、北方領土問題を自分ごととして認識してもらうことを目的に現地視察前の事前研修会の実施並びに視察日程に「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件に支援を行った。 平成30年度及び令和元年度においてはそれぞれ、18県民会議から、計371名が参加した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初事業の実施を予定していた23都府県のほぼ全てが事業の中止を余儀なくされた中、富山県民会議のみが本事業を実施し、19名が参加した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中、4県民会議から計97名が参加した。また、令和3年度において、一部の県民会議を除いて本事業の実施を見送らざるを得なかったことに鑑み、代替事業として「北方領土オンラインスクール」を実施し、映像を通して納沙布岬から見える北方領土を体験してもらうとともに、隣接地域の青少年から北方領土返還への想いを全国の同世代の青少年へ伝えることで、オンラインによる交流を図った。令和4年度は、10県民会議から計242名が参加した。令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施出来なかった県民会議においては、代替事業として元島民のオンライン講話の視聴等を実施した。 なお、参加した青少年にアンケートを取っており、各年度において9割以上の参加者から「本事業に参加して北方領土問題に対する理解又は関心が深まった」との回答を得ることができた。また、事後活動として、各年度の事業に参加した中学生は、地元中学校の学年集会において視察報告等を行った。
--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	国民一般に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【難易度：高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたこととも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度		H30 年 度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の集客数	前中期目標の年平均水準を上げる。	北方館：143,294 人 別海北方展望塔：75,930 人 羅臼国後展望塔：30,875 人	北方館：148,204 人 別海北方展望塔：75,690 人 羅臼国後展望塔：32,446 人	北方館：144,587 人 別海北方展望塔：77,554 人 羅臼国後展望塔：36,027 人	北方館：84,167 人 別海北方展望塔：52,403 人 羅臼国後展望塔：19,393 人	北方館：63,500 人 別海北方展望塔：53,133 人 羅臼国後展望塔：13,394 人	北方館：99,575 人 別海北方展望塔：70,569 人 羅臼国後展望塔：23,912 人	予算額 （千円）					
								決算額 （千円）					
								経常費用 （千円）					
								経常利益 （千円）					
								行政コスト （千円）					
								従事人員数					

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価
民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、国民一般の関心と理解を広げる。 その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。新たなSNSの活用を始め、SNSの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。 これらの取組に当たっては、協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。 また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。	広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。特に、情報発信の対象として若年層を重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。また、新たなSNSなどの従来活用していなかった発信ツールを用いるなど、発信ツールの多様化・高度化への積極的な対応を含め、効果的な発信方法を不断に検討する。 これらの取組に当たっては、例えば協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。 また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」などのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間	＜主な定量的指標＞ ・北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について前中期目標期間の年度平均の水準を上回るものとする。 ＜その他の指標＞ 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られているか。 ＜評価の視点＞ 訴求対象に応じた発信媒体の選択と発信内容の工夫等を通じ、若年層を始めとする国民一般の関心と理解を深めることに資するものか。	＜主要な業務実績＞ 国民一般に対する情報発信 ○ パンフレット等の啓発資料・資材の作成 北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めること ができるよう、各年度において一般向け啓発パンフレット、標語入りポールペン及びクリアファイル等の作成を行い、県民会議等に提供することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらい、国民世論の啓発に役立てた。 また、主に若年層への啓発を強化するために、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」の人形を作成し、全国の都道府県民会議に送付することで、より親しみを感じやすい啓発活動を推進するとともに、令和2年度には、我が国を訪れる外国人に対して、北方領土問題や領土返還に係る我が国の主張等を正しく理解してもらうことを目的に外国語パンフレット（英語及びロシア語）の作成を行い、県民会議を通じて、役所や観光地等の外国人が利用する施設への設置を行った。 令和4年度には、令和3年度に元島民の証言を参考にして制作した択捉島を舞台とした短編アニメーション「エトピリカ〜想いを紡ぐ鳥〜」について、漫画化し、電子書籍として、電子書籍として協会ホームページに公開した。 今後も一般国民に対して北方領土問題に関心を持ってもらえらるきっかけとなる啓発資料・資材の作成に取り組んでいく。	＜自己評価＞ 国民一般に対する情報発信 B ○ 国民一般に対する情報発信について ① パンフレット等の啓発用資料及び資材について 北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう一般向け啓発パンフレットや北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」及び「エリオくん」の人形等の作成を行い、県民会議等に提供することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらい、国民世論の啓発に役立てた。 また、令和2年度には、我が国を訪れる外国人に対して、北方領土問題や領土返還に係る我が国の主張等を正しく理解してもらうことを目的に外国語パンフレット（英語及びロシア語）の作成を行い、県民会議を通じて、役所や観光地等の外国人が利用する施設への設置を行った。 令和4年度には、令和3年度に元島民の証言を参考にして制作した択捉島を舞台とした短編アニメーション「エトピリカ〜想いを紡ぐ鳥〜」について、漫画化し、電子書籍として、協会ホームページに公開した。 ② 各年度の新規事業について 若年層を主とする多くの国民に対して、北方領土問題について知ってもらうため、各年度において多様な事業を実施した。 街頭ビジョンによる啓発映像の放映や主な都道府県における啓発イベントの実施により、北方領土問題について身近に触れる機会の提供を行うとともに、VRコンテンツや啓発用アニメーションの作成により、主に若年層向けに、元島民の体験を追体験することでより分かりやすい啓発資材の作成及び活用に取り組んだ。 また、北海道根室高等学校北方領土根室研究所属の高校生による、北方領土の歴史や返還運動等について分かりやすく説明している北方領土出前講座動画及び納沙布岬から見える北方領土や北方館・望郷の家の展示物等について北方館の説明員が分かりやすく説明している動画を作成した。 あわせて、若年層を対象に北方領土問題への理解や関心を深めてもらうことを目的として、北方領土のイメージキャラクター「エリカちゃん」が北方領土の歴史等を短い時間で説

	企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。なお、例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関などとの連携についても検討する。北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう努める。		得た。 ・ V Rを使用した北方領土仮想体験コンテンツの作成 令和2年度に、一般国民の北方領土への訪問が制限されている状況下において、広く国民、特に若年層に対して、戦前の北方領土の暮らしや自然などを具体的に迫体験することを通して北方領土問題に対する理解及び関心を深めてもらうため、 V Rコンテンツを作成した。本コンテンツは、啓発施設において展示を行っているほか、より多くの国民に視聴してもらうようアプリケーションとして配信を行った。 ・ 北方領土啓発用アニメーション等の制作 令和3年度に、若年層を始めとする一般国民に対して、北方領土問題をより身近に感じてもらうことを目的とし、元島民の証言を参考に、択捉島を舞台とした短編アニメーションを制作した。 択捉島における当時の暮らし、ソ連軍が進駐してきた時の様子、引き揚げを余儀なくされた悲しみ、そして、今もなお自由に帰ることができない現状や故郷への想いを描いた内容となっており、各県民会議等の関係団体へ D V D の配布を行った。また、作成した動画はより多くの一般国民に視聴してもらうことを目的に、 Y o u T u b e において、公開した。 また、北海道根室高等学校北方領土根室研究会に所属する高校生による、北方領土の歴史、条約、現状、返還運動等について分かりやすく説明している北方領土出前講座動画及び納沙布岬から見える北方領土や北方館・望郷の家の展示物等について北方館の説明員が分かりやすく説明している北方領土及び啓発施設視察動画を作成した。これらの動画は啓発資材として活用してもらうよう、 Y o u T u b e での公開や D V D の貸出を行っている。 ・ 北方領土問題啓発用 Y o u T u b e ショート動画の制作 若い世代の方々に北方領土問題への理解や関心を深めてもらうことを目的に北方領土のイメージキャラクター「エリカちゃん」が北方領土を説明する Y o u T u b e ショート動画（全4話・各1分程度）の啓発用動画を制作した。動画の制作に際して、イラストや文字等に動きを加えるモーショングラフィックスを活用し、視聴者の印象に残りやすいインパクトのある動画となるよう制作した。各話はそれぞれ、北方領土の歴史、北方領土の地理、当時の元島民の生活、及び北方領土をめぐる外交交渉と返還要求運動について、短時間で分かりやすく解説した内容としている。	明する全4話（各1分程度）の北方領土問題啓発用 Y o u T u b e ショート動画を制作し、協会ホームページ及び Y o u T u b e において公開した。 ③ 北方領土に関する標語・キャッチコピーの募集について 協会では北方領土について、国民に広く認識してもらい、北方領土返還の機運を高めるため、「北方領土に関する標語・キャッチコピー」を昭和44年度から毎年度、募集しており、今中期目標期間においても協会ホームページ及び公募専門誌・ W E B サイトへの掲載並びに全国の都道府県民会議や教育者会議と連携し学生に本件への応募を促した結果、各年度において、前年度を超える応募数を集めることができた。 今後も、若年層に北方領土問題に対する関心を持ってもらう重要な機会の一つとして着実に本事業を実施していく。 ④ S N S 広告等による啓発 協会 S N S における発信と併せて、8月と2月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、 S N S 上の広告掲載スペースへ北方領土問題に関する広告の掲載を行った。また、広報活動として、令和2年度及び令和3年度に「北方領土エリカちゃんマスコミプレゼントキャンペーン」を、令和3年度は、エリカちゃんに加えて「エリオくんマスコミプレゼントキャンペーン」を行った。 北方領土返還運動全国強調月間の広告の掲載の結果として、令和2年度は約26,000件、令和3年度は約58,000件、令和4年度は約28,000件の読者数の増加につながった。引き続き、国民にとって親しみやすい啓発活動を行い、北方領土問題に対してより多くの国民に関心を持ってもらえる取組を行っていく。 ⑤ 民間企業等との連携 民間企業等と連携した啓発活動について、道東地域を始めとする民間企業等へ協力要請を行い啓発物品の設置協力を依頼した。各年度において、都内に店舗を保有する道内企業、北海道博物館、日本青年団協議会及び公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会、長崎県及び和歌山県の県民会議に協力を依頼し、パンフレット等の啓発資料を設置した。 ⑥ 啓発施設の有効活用について 北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、道東地域に啓発施設とし
--	---	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			た。あわせて都内で店舗を経営する道内企業の会合において、啓発パンフレットを配布し、各店舗にパンフレットを配置してもらうように依頼を行った。 令和元年度は、協力してもらっている民間企業等の事務所内に引き続きパンフレット等の啓発物品を設置してもらった。また、ボールペンやエリカちゃん人形等の啓発資材を提供し、新たに北海道博物館に北方領土啓発スペースを設置した。 令和２年度には、日本青年団協議会に協力を依頼し、全国の青年会館や研修用宿泊施設に啓発パンフレットやボールペンを設置した。 令和３年度は、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会に協力を依頼し、同会会員企業 50 社へ啓発パンフレットやボールペンを設置した。 令和４年度は、引き続き公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会と連携し、啓発用パンフレットを提供したことに加え、北方領土返還要求長崎県民会議及び北方領土返還要求運動和歌山県民会議を通じて、長崎空港及び和歌山県内のスーパーでのパネル展示用にパネルを貸与した。 ○ 啓発施設の有効活用について 北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、道東地域に啓発施設として北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の３施設を保有し、「北方領土を目で見る運動」の推進のため有効に活用している。なお、別海北方展望塔は別海町に、羅臼国後展望塔は羅臼町に、それぞれ管理及び運営を委託している。 平成 30 年度及び令和元年度においては、各啓発施設への集客に努めた結果、ほぼ全ての施設において目標としている集客数を超えることができた。 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年４月 18 日（土）から５月 26 日（火）までの計 39 日間全ての啓発施設の閉館を余儀なくされた。令和３年度においても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、北方館においては 84 日間、別海北方展望塔においては 37 日間、羅臼国後展望塔においては 90 日間、閉館を余儀なくされた。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大後は目標とする前中期目標期間の年度平均集客数を下回る結果となった。令和４年度においては、根室管内への観光客数が徐々に回復してきたことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和２年度及び令和３年度の実績を上回る集客数を達成することはできたが、依然として根室管内の観光客数がコロナ禍以前の水準に回復していないことから、目標とする前中期目標期間の年度平均を下回る結果とな
--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	四島交流事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198

2．主要な経年データ												
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
各事業での情報発信の回数	一事業当たり550件 ※協会による発信50件／事業参加者による発信500件	一事業当たり550件	①587件 ②188件 ③280件	①310件 ②435件 ③197件 ④391件	－ ※全ての交流事業が中止となり、事業成果に関する発信は無し。	－ ※全ての交流事業が中止となり、事業成果に関する発信は無し。	－ ※全ての交流事業が中止となり、事業成果に関する発信は無し。	274,452	296,621	286,619	299,264	292,197
								238,463	261,665	310,354	160,879	173,868
								262,304	290,502	343,657	193,511	201,017
								35,578	38,220	△18,885	143,975	129,544
								264,280	－	－	－	－
								－	304,966	343,657	193,511	201,017
								4人	5人	5人	4人	3人

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価
北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施す	北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等	＜主な定量的指標＞ 各事業に関連する情報発信が積極的に行われるよう必要な措置を講ずる（一事業当たりS N S等による発信550件以上）。 ＜その他の指標＞ 事業参加者の事後活動につ	＜主要な業務実績＞ ○ 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流について 北方四島交流事業は、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と四島在住ロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組みが作られ、平成4年から実施している。協会の実施又は支援事業として、平成30年度及び令和元年度においては、訪問事業及び教育関係者（専門家）訪問事業を計画し、悪天候等による止む	＜自己評価＞ 北方四島との交流事業 B ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流について 協会の実施又は支援事業として、平成30年度及び令和元年度は、悪天候等による中止等を除き、当初の計画とおり訪問事業及び受入事業を実施した。 各回のプログラムについて、日本側及び四島側それぞれの文化等について学ぶことを通じて、相互理解の増進に努めるとともに、著名

る。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。 加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。 交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。 毎年度の事業のPDC Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	との相互交流を着実に実施する（外部要因による中止等を除く。）。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。 加えて、国民一般の北方領土への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げていく上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。 交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。 毎年度の事業のPDC Aサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。	いて発信する仕組みを検討する。 ＜評価の視点＞ ・年度計画に基づき、各事業を適切に実施したか。 ・国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を実施したか。 ・交流プログラムのについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への普及効果の増大にも資する企画を検討し、実施したか。	を得ない事業の中止等を除き、当初の計画とおりの事業を実施した。各年度の事業終了後にはアンケートを実施し、ほぼ全ての参加者から「非常に有意義だった」又は「有意義だった」との回答を得ることができた。 各年度の実績は以下のとおり。 【平成30年度】合計11回、計416人参加のうち協会主催事業：合計3回、計188人参加（実施プログラム概要） 事前研修会、四島住民との交流会、文化交流（アクセサリー作り、雅楽・茶道の披露及び体験、教育関係者による四島住民との懇談会、青少年によるスポーツ交流等）、墓参を行った。 また、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、著名な作家を団員として起用し、事後活動としてビジネス雑誌のコラムへの寄稿やテレビ番組において、交流事業に関する情報発信をしてもらう等の事後活動に取り組んでもらった。 ＜協会主催＞ （第1回）一般訪問事業 訪問月日：平成30年7月27日（金）～31日（火） 訪問場所：国後島及び択捉島 訪問人数：64名 主なプログラム：住民交流会（アクセサリー作りや意見交換等）、日本人墓地修理、墓参、島内施設（水産加工場等）視察 （第2回）一般訪問事業 訪問月日：平成30年8月23日（木）～27日（月） 訪問場所：国後島及び色丹島 訪問人数：62名 主なプログラム：住民交流会（雅楽披露や茶道体験）、ホームビジット、墓参、島内施設（学校等）視察 （第3回）教育関係者・青少年合同訪問事業 訪問月日：平成30年9月14日（金）～17日（月） 訪問場所：択捉島 訪問人数：62名（うち青少年17名、教育関係者22名） 主なプログラム：住民交流会（茶話会やスポーツレクリエーション）、墓参、島内施設（孵化工場・採卵場等）視察 （第4回）後継者訪問事業 訪問月日：平成30年10月6日（土）～9日（火） 訪問場所：色丹島 ※悪天候のため中止	な作家やテレビ局役員を団員として起用することにより国民世論の啓発への波及効果を高めることに取り組んだ。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の結果、全ての交流事業を中止せざるを得ない状況となった。事業再開後の円滑な事業実施に向けた感染予防措置や危機管理対応等を盛り込んだ安全対策マニュアルの作成及び防護対策に必要な様々な装備品の調達を行った。あわせて、「えとびりか」に、病室の拡充や隔離室の確保、空気清浄機の設置等の改修を行い、船内設備の整備を行った。 令和3年度においても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての交流事業の実施を見送らざるを得なくなった。このような状況下で新たな取組として「四島交流オンラインセミナー」を開催し、交流事業の経験者と未経験者の意見交換による交流事業への理解促進及び事後発信の手段についての新しい提案等の今後の事業に生かすべき多くの貴重な意見を得ることができた。また、今後の事業再開時に向けた準備として、参加団員の健康と安全の確保のため、受入事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアル及び感染症予防装備品の整備を行った。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により交流事業の具体的な展望を見通せない状況が続き、結果として全ての交流事業を見送らざるを得なくなった。そのような状況の中、「えとびりか」を使用した洋上慰霊が実施されることとなり、洋上慰霊が安全かつ安定的に実施できるよう、協会の主催による試験運航を行った。北方四島交流等事業の再開に向け、令和2年度及び令和3年度において対応してきた「えとびりか」の感染症対策工事等の各種感染症対策を複合的に運用しながら安全性や実用性の確認を行い、関係者間において認識の共有を図ることにより、洋上慰霊の安全かつ安定的な運航に寄与するとともに、北方四島交流等事業の再開に向けた準備にも万全を期すことができた。あわせて、3年ぶりに「えとびりか」を根室港へ回航したことを踏まえ、報道機関に対し公開して船内の新型コロナウイルス感染症対策を中心に説明を行うとともに、北方四島交流等事業や北方領土問題に対する理解を深め、北方領土返還の機運醸成を図ることを目的に一般公開を開催した。 事業参加者による事後発信について、事業を実施することができた年度においては、事前研修会や船内研修会における事後発信の重要性の説明や事業後のリマインド通知等、事後発信を促す取組を実施した。令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により事業の実施を見送らざるを得ず、事後活動については実施できなかった。このため、定量的指標の目標達成には至らなかった。 総合的に事後発信の件数については伸び悩み結果となったが、交
---	--	--	---	--

	る。 毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめ内閣府に報告し、改善の実現を図る。		【令和元年度】合計 17 回、計 565 人参加 うち協会主催事業：合計 4 回、計 256 人参加（実施プログラム概要） 事前研修会、四島住民との交流会、文化交流（マンガ・ワークショップ、日本料理の紹介、獅子舞披露、教育関係者による四島住民との懇談会、青少年による折り紙等を通じた交流等）、墓参を行った。 また、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、地方テレビ局の役員を団員として起用し、事後活動として雑誌への寄稿や所属テレビ局主催のイベント等において講演をしてもらう等の事後活動に取り組んでもらった。 ＜協会主催＞ （第 1 回）後継者訪問事業 訪問月日：令和元年 6 月 7 日（金）～10 日（月） 訪問場所：色丹島 訪問人数：63 名 主なプログラム：住民交流会（マンガ・ワークショップ、コスプレファッションショー・コンテスト）、墓参、島内施設視察 （第 2 回）一般訪問事業 訪問月日：令和元年 7 月 5 日（金）～ 8 日（月） 訪問場所：色丹島及び択捉島 訪問人数：64 名 主なプログラム：住民交流会（日本料理の紹介や居合道の実演）、日本人墓地の修復及び墓参、ホームビジット （第 3 回）一般訪問事業 訪問月日：令和元年 8 月 15 日（木）～19 日（月） 訪問場所：国後島及び色丹島 訪問人数：64 名 主なプログラム：住民交流会（獅子舞披露や万華鏡作り）、ニュースポーツ（フライングディスク等）交流、ホームビジット （第 4 回）教育関係者・青少年合同訪問事業 訪問月日：令和元年 9 月 7 日（土）～10 日（火） 訪問場所：国後島 訪問人数：65 名（うち青少年 17 名、教育関係者 23 名） 主なプログラム：住民交流会（茶話会やお手玉、折り紙等とおした交流）、墓参、ホームビジット 外務省の受託事業として、四島在住ロシア人の受入事業を実施しており、平成 30 年度及び令和元年度においては、それぞれ 2 回、受入事業を計画し、悪天候等による一部プログラムの変更等	流事業が再開した際には、各回で実施した事後発信に関するアンケート結果や令和 3 年度に実施したオンラインセミナーにおいて聴取した意見を参考に、事後発信を促す仕組みを運用していく。 ロシアによるウクライナ侵略により、依然として交流事業の今後の展望を見通すことが難しい状況となっているが、関係府省及び日本側実施団体等とより緊密に連携し、日露関係をめぐる情勢の変化に適切に対応していく。
--	---	--	---	--

		を除き、当初の計画とおり実施した。各年度において効果測定のため、事業終了後に四島側実施団体に対してアンケートを実施しており、ほぼ全ての団員から「事業に満足しており、今後とも四島交流の継続を望んでいる」との回答があった。 各年度の実績は以下のとおり。 【平成30年度】 合計8回、332人参加 うち協会主催事業：合計2回、計122人参加 （実施プログラム概要） 四島側からの希望により広島県において、平和記念資料館の視察や被爆体験語り部の聴講等の平和学習を実施した。また、富山県において、黒部市の視察や住民との意見交換会を実施した。 いずれの受入事業においても、復路で根室市を訪れ、まとめの研修会を行い、元島民の講話の聴講を行った。 （第1回） 青少年受入 受入月日：平成30年5月24日（木）～29日（火） 受入場所：広島県 訪問人数：63名 主なプログラム：広島平和記念資料館及び平和記念公園視察、被爆体験伝承講話の聴講、地元大学生との市内視察 （第2回） 一般受入 受入月日：平成30年10月11日（木）～16日（火） 受入場所：富山県 訪問人数：59名 主なプログラム：住民交流会（富山県内参加者との「大切な思い出の写真」をテーマにした意見交換）、県内の名所（富山城や五箇山の合掌造り集落等）視察 【令和元年度】 合計11回、332人参加 うち協会主催事業：合計2回、計119人参加 （実施プログラム概要） 大都市での受入実施という事業方針に基づき、神奈川県において、「歴史と防災」をテーマに事業を実施、神奈川県立歴史博物館や横浜市民防災センター等において日本の歴史や防災技術等の学習を行った。また、兵庫県において、姫路城や高田屋嘉兵衛顕彰館の視察等、日本の歴史や文化の学習につながるプログラムを実施しました。 2回目の受入事業の際には悪天候により出港時間を早めたため、船内における元島民の講話の聴講を除いて、まとめの研修会を根室市で行った。 （第1回） 青少年受入
--	--	---

			受入月日：令和元年5月23日（木）～28日（火） 受入場所：神奈川県 訪問人数：65名 主なプログラム：神奈川県立歴史博物館や横浜市民防災センター視察、地元大学生との市内視察 （第2回）一般受入 受入月日：令和元年10月3日（木）～8日（火） 受入場所：兵庫県 訪問人数：54名 主なプログラム：住民交流会（兵庫県の伝統芸能「デカンシヨ節」の披露）、姫路城や高田屋嘉兵衛顕彰館等の視察 上述のように本中期目標期間の前半は計画とおり訪問及び受入事業を実施していたが、令和2年度において新型コロナウイルス感染症が拡大したことを受け、当初計画していた全ての交流事業を中止せざるを得ない状況となった。 事業の再開を見据え、「えとびりか」に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する改修工事を行った。 主な改修内容は以下のとおり。 ・ 病室の拡張（4階） - 感染者等を隔離できるように拡張。ベッドを1床から2床へ増やし、防護服着脱スペース等を確保。 ・ 隔離室の確保（3階302号室と多目的便所・浴室） - 感染者等を病室以外で隔離できるように改造。使用時は隔離壁を設置して、接触制限エリアや防護服着脱スペース等を確保。 ・ ファンの整備及び空気清浄機の設置（船内全体） - 換気環境を改善するため機械式ファンを増設し、一部の自然通風を機械式に改造。空気清浄機を船内通路や階段、食堂兼集会室等の各所へ設置。 ・ 食堂兼集会室の改修等（3階） - 飛沫飛散防止のため食卓にアクリル板を設置。左右6箇所 の窓を開閉可能に改修（開閉は海象状況を踏まえて船員が行う）。 ・ 船内消毒関連等（船内全体） - 消毒液ホルダーを各所に設置。客室等内に蓋付きゴミ箱とペーパーホルダーを設置。トイレ内のエアータオルは撤去し、ペーパーホルダーを設置。 あわせて、訪問事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルの整備及び使い捨てマスクや消毒液等の新型コロナ
--	--	--	--

		ウイルス感染症予防装備品の調達を行い、新型コロナウイルス感染症が収まり、関係府省及び四島側実施団体との調整が整い次第、事業が再開できるように準備を進めていた。 残念ながら、令和３年度においても、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、事業計画の合意に至らず、令和３年度においても事業の実施を見送らざるを得ない異例の事態となった。 そのような中でも、新たな取組として、都道府県民会議関係者を対象に「四島交流オンラインセミナー」を実施し、交流事業に対する理解促進を図るとともに、北方領土問題に関する情報発信の重要性を訴え、実践を促した。 【四島交流オンラインセミナー】 (開催日時) １回目 令和４年１月２２日（土）１４：００～１５：３５ ２回目 令和４年１月２４日（月）１７：００～１８：３５ ３回目 令和４年１月２５日（火）１４：００～１５：３５ ４回目 令和４年１月２６日（水）１４：００～１５：３５ (参加者) 北方領土返還要求運動都道府県民会議関係者 計３５名 四島交流事業参加経験 有１４名、無２１名 (内容) ・ 学習：四島交流事業について ・ オンライン交流会 「交流事業について聞きたいこと、伝えたいこと」 ・ 学習：情報発信について ・ グループワーク 「私にできる情報発信」 (実施方法) オンライン会議システム「Zoom」を使用 事業の結果、四島交流事業未経験者と経験者の間で活発な交流が行われ、四島を初めて訪問した際の印象や島内プログラムの様子、事業期間中の船内生活などに関する質問に対し、事業経験者が当時の実体験を踏まえて回答するなど、事業参加経験の有無に関わらず、多様な視点から参加者同士が交流を行いながら、事業に関する理解を深めることができた。 また、情報発信についてのグループワークでは、参加者一人一人が所属や趣味・特技を踏まえた情報発信についてのアイデアを発表しあい、四島交流事業参加時に撮影した写真を学校の授業で活用することや、北方領土のイメージキャラクターである「エリカちゃん」を用いたアニメの制作、年賀状に北方領土問題の情報に関するＱＲコードを記載するなど、新たな情報発信の手法に関する多様なアイデアの提案があった。あわせて、個人が北方領土
--	--	--

問題について発信することを感じる抵抗感等の課題も明らかになった。

事業実施後のアンケート結果として、四島交流事業及び情報発信について参加者 35 名中 28 名から回答があり、その内 9 割以上の参加者から「大変理解が深まった」又は「理解が深まった」との回答があった。

また、今後の事業再開時に向けた準備として、参加団員の健康と安全を確保するため、受入事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルを整備した。あわせて、事業実施期間中の各フェーズに対応した感染予防ができるよう、感染症予防装備品の整備も行った。

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、北方四島交流等事業の具体的な展望が見通せない状況が続き、事業の実施を見送ることを余儀なくされた。

そのような状況の中、元島民の故郷を訪問したいという切なる声に応えるべく「えとぴりか」を使用した洋上慰霊が実施されることとなり、洋上慰霊が安全かつ安定的に実施できるよう、協会主催による試験運航を行った。

【試験運航】
(開催日)
令和 4 年 7 月 14 日 (木) ～ 7 月 15 日 (金)
(参加者)
北方四島交流等事業実施団体職員及び関係機関職員 計 29 名
(※ 3 名は現場説明のみ参加、1 名は現場説明終了後から参加)

(内容)
＜ 7 月 14 日 (木) ＞
・ 集合、受付
・ 現場説明
・ 昼食
・ 出港
・ 安全説明
・ オリエンテーション
・ 模擬訓練①
・ 模擬訓練②
・ 夕食、船内泊
＜ 7 月 15 日 (金) ＞
・ 朝食
・ 帰港、模擬訓練③
・ まとめ、解散

			「えとぴりか」の病室拡充、船内換気機能の強化等の感染症対策工事箇所の運用や、新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルを基に講じた各種新型コロナウイルス感染症対策の安全性や実用性について、食事や宿泊など実際の北方四島交流等事業に近い環境下での船内生活を通じ、様々な視点から確認や検証を行った。あわせて、各種模擬訓練では、根室保健所の所長や市立根室病院の院長から専門的なレクチャーを受けながら、緊急時における対処や認識等を共有した。「えとぴりか」の新型コロナウイルス感染症対策工事や新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルの整備、新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達など、これまで協会として対応してきた新型コロナウイルス感染症への対策を複合的に運用しながら安全性や実用性の確認を行い、関係者間において認識の共有を図ることにより、洋上慰霊の安全かつ安定的な運航に寄与するとともに、北方四島交流等事業の再開に向けた準備に万全を期すことができた。 また、「えとぴりか」を3年ぶりに根室港へ回航したことを踏まえ、報道機関に対して公開を行い、船内の新型コロナウイルス感染症対策を中心に説明を行った。 【報道機関への公開】 (開催日時) 令和4年7月16日（土）10：00～11：30 (実施場所) 根室港琴平町岸壁 (参加機関) 8機関 「えとぴりか」の概要について説明を行ったあと、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の改修工事箇所等、船内の新型コロナウイルス感染症対策について実際に船内各所を案内しながら説明を行った。最後に質疑応答や撮影の時間も設け、「えとぴりか」についての理解を深めてもらうことができた。説明を行った内容については、新聞やテレビ等で発信され、広く一般の方々に「えとぴりか」を知ってもらうとともに、北方四島交流等事業の再開に向けた準備に万全を期していることを示すことができた。 あわせて、北方四島交流等事業や北方領土問題に対する理解や関心を深め、北方領土返還の機運醸成を図ることを目的として、根室港において「えとぴりか」の一般公開を実施した。
--	--	--	---

			【一般公開】 (開催日時) 令和４年９月４日（日）１０：００～１６：００ (開催場所) 根室港琴平町岸壁 (対象者) 条件なし ※入場無料、事前登録不要 (来場者数) １１０名 船内の順路には啓発用パネルを展示し、四島の名前や位置などの基礎的な情報に加え、歴史や返還運動などを紹介し、北方領土問題に関する理解を深めてもらえるよう取り組んだ。あわせて、北方四島交流等事業における船内生活をイメージし、興味や関心を持ってもらえるよう、客室や病室、浴室についても公開した。一般公開の開催に際しては、根室市をはじめとする北方領土隣接地域と協力しながら事前の周知を行うとともに、根室記者クラブにも周知を依頼し、多くの方に関心を持ってもらえるよう広報活動を展開した。また、一般公開会場においては北方領土イメージキャラクターである「エリカちゃん」及び「エリオくん」の着ぐるみを活用した集客を実施し、北方領土問題について少しでも親しみを感じてもらえるような取組を行った。３年ぶりに根室港へ回航した「えとぴりか」を有効に活用し、北方四島交流等事業や北方領土問題について理解や関心を深めてもらうとともに、北方領土返還の機運を醸成することができた。 令和５年度開始時点においても、依然として四島交流事業の展望について見通すことができない未曾有の事態となっている。今後は、関係府省及び日本側実施団体とより緊密に連携し、日露関係をめぐる情勢の変化に適切に対応していく。 事業参加者によるＳＮＳ等による情報発信が積極的に行われるように事業を実施することができた年度においては、事前研修会や船内研修会における事後活動の重要性等の説明、事業終了後のリマインド通知の実施や実際に行った事後活動の実績調査等を行った。令和２年度及び令和３年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、令和４年度においては新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により事業の実施を見送らざるを得ず、事後活動については実施できなかった。各年度の情報発信数の実績は以下のとおり。 今後は、ウクライナ情勢等、交流事業に係る社会情勢を注視し、政府の方針等に適切に対応していくことを前提とし、交流事業が再開した際には、事後活動を促す仕組みについて、令和３年度に
--	--	--	---

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	調査研究		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成 30 年度：0164、令和元年度：0173、令和 2 年度：0180、令和 3 年度：0197、令和 4 年度：0198

2．主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
調査研究結果の引用数		0 件	0 件	3 件	3 件	7 件	12 件	予算額（千円）	7, 500	17, 447	38, 097	47, 622
調査研究結果の利活用数		195 件	195 件	408 件	266 件	464 件	528 件	決算額（千円）	6, 106	16, 179	26, 646	24, 701
								経常費用（千円）	6, 759	18, 685	30, 849	28, 593
								経常利益（千円）	1, 409	△205	12, 744	24, 915
								行政サービス実施コスト（千円）	6, 825	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	18, 685	30, 849	28, 593
								従事人員数	4 人	4 人	4 人	4 人

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価
北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、これまでの調査研究成果を整理し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。また、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関係性の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果	北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究成果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関係性の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果	<主な定量的指標> ・調査研究結果の引用・利用の件数を本中期目標初年度の件数以上の水準とする。 <その他の指標> ・これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載する。 ・資料の散逸、滅失を防ぐため、専門家による資料の収集範囲、分析方法、保管方法、展示及び発信方法の検討を行う。	<主要な業務実績> ○ 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究として、北方領土問題をめぐる環境の変化や当面の課題等を踏まえた事業を各年度において実施した。 また、アクセスの利便性向上を図るため平成30年度にこれまでの調査研究結果の整理を行い協会ホームページ上に掲載を行った。あわせて、令和元年度に調査研究結果の掲載ページにアンケート機能を導入し、調査研究結果を利活用した者から研究内容についての評価を得ることができるようにした。 なお、平成30年度の「北方領土の日」関連事業として、北方領土問題及び日露関係等の有識者を集めた「北方領土問題に関する意見交換会」を実施し、当時のロシア情勢並びに今後の日露関係及び返還要求運	<自己評価> 北方領土問題等に関する調査研究 B より多くの一般国民に調査研究結果を活用してもらえようように利便性の向上を図るため、これまでの調査研究結果を協会ホームページで公開した。これらの調査研究結果を利活用した者からフィードバックを受け、今後の事業展開の参考に資するために協会ホームページ上にアンケート機能を設けた。アンケートの結果は、今後の調査研究事業に生かしていく。 また、各年度において関係機関等にとって最も関心が高いと思われる時期に適したテーマを選定し、調査研究を実施するとともに、その結果を協会ホームページで公開し、調査結果を参考に翌年度の啓発活動に取り組んだ。 協会は北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資

			以降の啓発事業を行う際の参考とした。 ① 北方領土問題を知ったきっかけとして「学校での授業」が一番多く、学校教育が一定の効果を上げている。 ② SNSの使用頻度が高く、SNSを通じて情報収集及び情報発信を日常的に行っている。 ③ SNSを用いた情報発信や署名活動など、手軽にできる啓発活動が好まれる。 ④ 地域など、自分の身近なものとのつながりを意識している。 ⑤ 元島民の生の声など、実際に話を聞きたいと考えている。 ⑥ 返還要求運動に対しては、好意的に捉えている意見が大多数を占めている一方で、やり方を変えるべきという意見も一部ある。 【令和2年度】 テーマ：「教育現場での取組、課題、需要の実態」 実施調査：「教育現場における北方領土教育に関する実態調査」 概要： 令和元年度の調査結果において、北方領土問題への認識に学校教育が深く関わっていることを受け、教育現場で行われている取組や課題等の実態を把握するため、以下の調査を実施した。 (方 法) インターネット調査 (対 象) 全国の国公立中学校 (10,236 校) の社会科担当主任級又は準ずる教員 本調査の結果、以下のことが分かり、翌年度以降の啓発事業を行う際の参考とした。 ① 北方領土教育の現場において、授業による基礎知識を学ぶ機会が引き続き確保されること、北方領土返還要求運動への取組を紹介することなどにより、運動をより身近に感じてもらうことが必要。 ② 北方領土を自らの目や耳でよりリアルに感じられることが、関心や理解を高めることや自分ごと化に繋がることから、昨今、推進されている教育のデジタル化も踏まえ、新たな教材の開発や提供が必要。 ③ 多忙な教育現場であっても授業以外の場で取り組まれている事例もあり、北方領土教育に少しでも多くの時間が充てられることが望まれ、学習モデルや事例の発信、各地域の自治体や教育委員会へのアプローチなど学習の推進を奨励していくことが必要。 ④ 啓発事業や交流事業への参加が北方領土問題に触れる機会となり、正しい理解や自分ごと化に繋がることから、事業の周知や参加の呼び掛けなどの拡充が必要。 ○ 北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業 現在、元島民の高齢化が進み、年々減少していく中で戦前の北方領土における生活及び引揚げ時の様子に関する実物資料や70年以上にわたる
--	--	--	---

			北方領土返還要求運動に係る資料は、時の経過とともに散逸や滅失してしまう状況にある。こうした資料は、北方領土が我が国固有の領土であることを証明する非常に重要なものであることから、元島民が保有する実物資料等の貴重な北方領土関連資料の散逸、滅失を防ぐため、一元的に管理・活用することを目的とした「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」を令和２年度から３か年計画で実施した。 初年度にあたる令和２年度は、資料収集業務に着手するために必要な収集方法や諸規程をまとめた「企画案」を作成し、当該「企画案」に基づき、令和３年度において、資料の収集方法や分類等を行う上で必要な要綱を整備し、資料収集を実施した。 資料の収集に際しては、歴史資料の取扱いについて知見を有した外部専門家に助言を得られる体制を整備し、元島民や国民一般からの資料の寄贈に関する問合せ等を受付ける「資料収集窓口」を設置した。その上で、資料の収集範囲や寄贈手続き等についてまとめたチラシを作成し、関係団体等を通じて幅広く資料の寄贈を呼び掛けた。 また、特定のテーマを設定して資料収集を行うことは今後の活用のためには有益であるとの観点から、「北方領土が掲載された地図資料」をテーマとして重点的に収集を行った。その結果、北方領土の開拓時代の衣服や当時の北方領土の景色や生活の様子を撮影した写真、元島民の証言集等、計 540 点の資料を収集した。 令和４年度は、この３か年計画の最終年度であり、収集した資料の活用を主として事業を実施した。広く国民一般に対して、北方領土問題について関心を持ち、理解を深めてもらえるよう令和３年度に収集した資料をデジタルアーカイブとしてまとめた「北方領土バーチャル資料館」を協会ホームページ上で公開した。公開に際しては、キーワードや各島で検索することができるようにするなど、閲覧者が利用しやすいサイトとなるよう心掛けた。 また、更に多くの一般国民に、戦前の北方領土に関する実物資料を直接見てもらい、北方領土が日本固有の領土であること、及び北方領土問題に対する関心と理解を深めてもらうことを目的に、東京、大阪及び北海道の３か所で「北方領土関連収集資料展示会」を実施した。 展示会では、元島民が着ていたどてら、海底電信ケーブル、当時の四島での暮らしがうかがえる写真及び江戸時代から昭和時代における古地図等の実物資料を中心に展示を行い、あわせて北方領土の面積や自然等の基本情報及び北方領土問題に関する歴史等を解説したパネルの展示も行った。会場では、本事業の効果測定のため、アンケートを実施し約 8 割の回答者から、展示内容が「非常に分かりやすい」又は「分かりやすい」との評価を得た。また、北方領土問題に対する関心・理解についても、約 8 割の回答者から、「非常に深まった」又は「深まった」などの回答を得た。 ＜東京会場＞
--	--	--	---

			(開 催 日) 令和5年2月24日(金)～26日(日) (開催場所) 有楽町駅前地下広場(千代田区有楽町) (来場者数) 2,098名 <大阪会場> (開 催 日) 令和5年3月3日(金)～5日(日) (開催場所) クリスタ長堀水時計広場(大阪市中央区南船場) (来場者数) 1,376名 <北海道会場> (開 催 日) 令和5年3月10日(金)～16日(木) (開催場所) 北方館(根室市納沙布) (来場者数) 444名 上述の収集資料の活用と併せて、令和3年度に引き続き、歴史資料の取扱いについて知見を有した外部専門家に助言を得られる体制を整備し、元島民をはじめとする国民一般からの資料の寄贈に関する問合せや所在情報の提供を受け付ける「資料収集窓口」を設置し、資料の収集範囲や寄贈手続き、寄贈資料の活用等の内容を分かりやすくまとめた手引きやチラシを作成し、関係団体等を通じて幅広く寄贈の呼び掛けを行った。また、令和4年度においても「北方領土が掲載された地図資料」を特定テーマとして重点的に収集を行った。 その結果、北方領土で当時使用していた洋裁道具や北方領土で製造していた水産物の缶詰のラベル、北方領土の歴史や元島民の望郷への思い等を記した書籍及び江戸、明治、大正、昭和初期に作成された地図等、計316点の貴重な資料を収集することができた。これらの収集資料については写真と解説を記載し、「令和4年度北方領土関連資料デジタル図録」として協会ホームページで公開した。 展示会の来場者からは、写真のように当時の四島における生活の様子に直接うかがえる資料が特に印象に残ったとの感想が多かったことから、引き続き、収集資料の啓発資料としての活用に取り組むとともに、貴重な資料の収集に努めていく。 ○ 調査研究結果の引用・利活用 今中期目標期間において、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度(平成30年度)以上の水準とすることとされている。 なお、調査研究結果の引用・利活用数の測定に際して、調査実施年度の翌年度を測定期間として扱い測定を行っている。 各年度において、調査結果を協会SNS等で積極的に周知した結果、所定の数値目標を達成した。引き続き、関係機関への情報提供及び協会SNSにおける発信の強化に取り組んでいく。
--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	元島民等の援護		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	－
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビュー 平成30年度：0164、令和元年度：0173、令和2年度：0180、令和3年度：0197、令和4年度：0198

2．主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
								予算額（千円）	293,496	289,714	294,507	318,790
								決算額（千円）	264,905	271,778	169,340	181,793
								経常費用（千円）	272,214	286,585	190,092	201,254
								経常利益（千円）	29,091	124,293	138,826	117,106
								行政サービス実施コスト（千円）	272,595	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	304,199	190,092	227,056
								従事人員数	2人	2人	3人	3人

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					自己評価	
	中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
	元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。	元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう、助言を含めた支援を行う。 北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、外部要因による中止等を除き、各年度の方針に基づき、各回の適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの対応に	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> ・元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援が行われたか。 ・自由訪問の支援を計画に基づき適切に実施したか。 ・訪問する元島民等に対して事前研修を行ったか。 ・航空機による特別墓参について、内閣府等からの方針に基づき、適切に対応したか。	<主要な業務実績> 元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、千島連盟が行う返還要求運動、元島民後継者（以下「後継者」という。）対策推進事業、戦前における北方四島の生活実態及び引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動、人道的見地から元島民及びその家族等による四島への最大限に簡素化された訪問（いわゆる自由訪問）に対して支援を行った。 ○ 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 ・ 北方地域元居住者研修・交流会 ソ連の不法占拠により北方領土からの引揚げを余儀なくされた元島民は、北方領土の一日も早い返還を願っている。この願いが全国的な返還要求運動の原点であり、元島民自身も返還要求運動の担い手として、重要な役割を果たしていることに鑑み、元島民の連携強化及び元島民としての自らの	<自己評価> 元島民等の援護等 B ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援について 元島民に対する援護事業として千島連盟が実施する各種事業に対して助言を含めた支援を実施した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や規模縮小を余儀なくされたが、オンライン会議システムの活用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で着実に事業が実施できるように支援を行った。 元島民等の相互連携を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催しており、平成30年度及び令和元年度においては、台風による中止を除き、当初の計画とおり事業を実施した。令和2年度から令和4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響及び参加者が高齢であることを踏まえ、中止せざるを得な	

役割を再確認するための研修・交流会を実施している。

平成 30 年度及び令和元年度においては、台風による中止を除き、当初計画していたとおり研修・交流会を実施した。

令和 2 年度から令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、参加者が高齢であることも踏まえ、予定していた研修交流会は全て中止せざるを得なかった。

・ 署名活動に対する支援

千島連盟が行う北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん、管理業務に対する支援を行った。千島連盟及び各支部において、元島民及び後継者等が中心となり各地域のイベント等に合わせて署名活動を実施した。新型コロナウイルス感染症以前は 2 月の北方領土返還運動強調月間中に開催される「さっぽろ雪まつり」会場において署名活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年度以降は感染予防措置をとりながら署名を収集した。

各年度の収取署名数は以下のとおり。

	収集署名数
平成 30 年度	918, 930 名
令和元年度	688, 892 名
令和 2 年度	629, 059 名
令和 3 年度	625, 026 名
令和 4 年度	533, 219 名

・ 千島連盟及び各支部の行う返還運動への支援

千島連盟の広報紙『「返せわれらが故郷」－菌舞・色丹・国後・択捉－』を年間 3 回発行し、連盟会員、行政機関、関係団体等へ配付する事業に対して支援を行った。

また、北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟及び各支部（15 支部）が実施した一般市民等を対象とした啓発活動や研修会等の事業に対して支援を行った。平成 30 年度は、当初計画していた 28 事業全てを実施することができ、支援を行うことができたが、令和元年度から令和 3 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で一部の事業の中止や規模縮小を余儀なくされた。

そのため、令和元年度においては 25 事業（当初実施予定 27 事業）、令和 2 年度においては 20 事業（当初実施予定 29 事業）、令和 3 年度においては 24 事業（当初実施予定 29 事業）に対して支援を行った。令和 4 年度は、過年度事業における新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、当初実施予定していた 28 事業全てを実施することができ、その全

役割を再確認するための研修・交流会を実施している。
平成 30 年度及び令和元年度においては、台風による中止を除き、当初計画していたとおり研修・交流会を実施した。令和 2 年度から令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、参加者が高齢であることも踏まえ、予定していた研修交流会は全て中止せざるを得なかった。

- 署名活動に対する支援

千島連盟が行う北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん、管理業務に対する支援を行った。千島連盟及び各支部において、元島民及び後継者等が中心となり各地域のイベント等に合わせて署名活動を実施した。新型コロナウイルス感染症以前は 2 月の北方領土返還運動強調月間中に開催される「さっぽろ雪まつり」会場において署名活動を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年度以降は感染予防措置をとりながら署名を収集した。

各年度の収取署名数は以下のとおり。

	収集署名数
平成 30 年度	918, 930 名
令和元年度	688, 892 名
令和 2 年度	629, 059 名
令和 3 年度	625, 026 名
令和 4 年度	533, 219 名

- 千島連盟及び各支部の行う返還運動への支援

千島連盟の広報紙『「返せわれらが故郷」－菌舞・色丹・国後・択捉－』を年間 3 回発行し、連盟会員、行政機関、関係団体等へ配付する事業に対して支援を行った。

また、北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟及び各支部（15 支部）が実施した一般市民等を対象とした啓発活動や研修会等の事業に対して支援を行った。平成 30 年度は、当初計画していた 28 事業全てを実施することができ、支援を行うことができたが、令和元年度から令和 3 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で一部の事業の中止や規模縮小を余儀なくされた。

そのため、令和元年度においては 25 事業（当初実施予定 27 事業）、令和 2 年度においては 20 事業（当初実施予定 29 事業）、令和 3 年度においては 24 事業（当初実施予定 29 事業）に対して支援を行った。令和 4 年度は、過年度事業における新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、当初実施予定していた 28 事業全てを実施することができ、その全

かった。

また、署名活動や千島連盟及び各支部が実施した各種啓発活動等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者につなげるため、千島連盟が実施した後継者対策推進事業に対して支援を行った。元島民の返還への願いや返還運動の後継者育成を図ることは今後の返還運動の推進に当たり重要な課題であり、引き続き、後継者育成につながる取組を支援していく。

これらの事業の実施に際して、オンライン会議システムの活用等、引き続き元島民等の方々の身体的負担を考慮しつつ効果的、効率的な事業実施に向けた支援を行っていく。

元島民の高齢化が進んでいることを踏まえ、元島民の資料・証言等を整備保存するための事業として、千島連盟が、元島民のインタビューを編集可能素材としてデジタル化しホームページで公開する事業、元島民が保有している写真等の収集整理事業及び過年度の自由訪問の様子を元島民の寄稿文と併せて冊子にまとめる事業等に対して支援を行った。当時の北方領土の暮らしぶりや様子を次世代に伝えていくことは北方領土返還に向けた機運醸成のための重要な要素の一つであり、引き続き、元島民の返還要求運動に関する取組の支援に取り組んでいく。

② 自由訪問に対する支援等

千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行っており、平成 30 年度及び令和元年度において、各年度、計 7 回の訪問を計画し、悪天候による日程変更を除いて、当初の計画とおり事業を実施した。令和 2 年度から令和 4 年度においては、それぞれ、7 回の訪問を計画していたが、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、中止を余儀なくされた。代替事業として、令和 2 年度は、訪問できなかった対象地の現状を資料としてまとめ、訪問事業参加予定者及び関係機関に配布を行った。令和 3 年度は、過去の自由訪問の様子を撮影した写真をまとめた写真集を作成し、会員及び関係団体に配布した。令和 4 年度においては、「えとぴりか」を活用した洋上からの北方領土慰霊を実施した。航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）については、平成 28 年 12 月に行われた日露首脳会談の合意に基づき、平成 29 年度に初の航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、元島民の高齢化に配慮し日帰りの日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画し、濃霧により 1 泊 2 日の日程に変更になったことを除き、計画とおり実施した。これに続き、平成 30 年度及び令和元年度に

			てに対して支援を行った。 さらに、北方領土に対する望郷の想いや四島での貴重な体験談を広く語り伝える「語り部事業」への支援も行った。平成 30 年度及び令和元年度においては、各年度、道外を含む 7 か所で実施した事業に対して支援を行った。令和 2 年度から令和 3 年度において新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数が減少し、令和 2 年度は 1 か所、令和 3 年度は 4 か所の開催となった。令和 4 年度においては、当初の予定とおり、道外を含む 7 か所（うち 1 か所はオンライン開催）で本事業を開催した。 - 元島民後継者の活動への支援 - 北方領土が不法占拠されてから 75 年以上が経過し、終戦時に住んでいた約 17,000 人の元島民の半数以上の方々が望郷の念を抱きつつ亡くなっている中で、北方領土返還運動は今後の担い手となる後継者が重要な存在となっている。 - 北方領土返還運動の推進に向け、後継者の育成が必要であることに鑑み、千島連盟が実施する後継者育成事業に対して支援を行った。 - 平成 30 年度及び令和元年度においては、当初の計画とおり、各年度において、7 事業及び 6 事業に対して支援を行った。令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた 5 事業のうち 3 事業は中止を余儀なくされたが、残り 2 事業に対して支援を実施した。令和 3 年度も、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により 4 事業の実施を計画していたが、結果として 2 事業の実施となり、それらの事業に対して支援を行った。令和 4 年度においては、当初の計画とおり、4 事業に対して支援を行った。 - 元島民の資料・証言等の整備保存 - 戦後 75 年以上が経過し、元島民の高齢化が進んでいることを踏まえ、千島連盟において、北方領土関連資料や元島民のインタビュー等の整備保存事業を実施している。 - 平成 30 年度には、北方領土における日本人墓地の状況や移動経路の概況調査の実施及び元島民の保有している写真等を基に啓発用パネルを作成した。令和元年度においては、過去に千島連盟が作成した元島民の体験談集の電子書籍化や元島民のインタビューをデジタル化し、オンラインストリージを使い共有化する事業を実施するとともに元島民の所蔵する写真等の資料を収集した。令和 2 年度は、令和元年度に引き続き、元島民のインタビューのデジタル化を行うとともに元島民の保有している写真等の資料収集を行った。あわ
			において、高齢化の進む元島民の方の負担を更に軽減するため、1 泊 2 日の日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画し予定とおり実行した。それぞれの年度において、航空機参実施の前日に結団式及び事業の説明会を実施し、事業の趣旨等に関する参加者の理解促進に取り組んだ。 令和 2 年度から令和 4 年度においても、元島民の負担軽減のため、航空機による墓参を中心とした自由訪問を計画していたが、自由訪問と同様に、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により中止せざるを得なかった。このような状況の中、令和 2 年度には、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため 2 日間（計 5 回、総参加者 87 名）にわたり実施された航空機による上空からの北方領土慰霊に対して支援を行った。令和 4 年度にも、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため、令和 4 年 7 月 23 日（土）から 8 月 10 日（水）にわたり、「えとぴりか」を活用し実施した洋上からの北方領土慰霊（計 10 回、総参加者 299 名）に対して支援を行った。 自由訪問及び航空機墓参について、ロシアによるウクライナ侵略を受け、今後の事業の展望が見通せない状況にある。協会としては、関係府省と緊密に連携し今後の日露関係をめぐる情勢の変化に適切に対応していく。

			せて収集した一部の写真をカラー加工し、啓発用パネルを作成した。令和３年度においても、引き続き、元島民のインタビュー等のデジタル化及び元島民の保有する写真等の収集を行った。令和４年度においては、元島民の高齢化が進んでいること及び自由訪問開始から 20 年以上が経過したことを踏まえ、これまでの自由訪問で撮影した写真や参加者の手記、当時の新聞記事等の資料を整理し、元島民等の寄稿文と併せて冊子にまとめる「自由訪問アーカイブ作成」事業を行った。令和４年度は齒舞群島と色丹島への自由訪問のアーカイブを作成した。なお、令和５年度は国後島、令和６年度は択捉島のアーカイブを作成する予定である。 これらの事業に対して支援を行った。 ○ 自由訪問に対する支援等 - 自由訪問に対する支援 - 千島連盟を実施主体として、元島民及びその家族を対象とした最大限簡素化された、いわゆる自由訪問を行っている。 平成 30 年度及び令和元年度においては、それぞれ計 7 回の実施を計画し、悪天候による日程変更等を除き、計画とおり事業を実施した。事業終了後には、事業の実施概要、訪問団員の手記、訪問地の地図等の記録をまとめた報告書を作成し、千島連盟の各支部に配布した。また、本報告書は次年度以降の事業実施に際しての参考資料として活用している。 各年度の実績は以下のとおり。 【平成 30 年度】 合計 7 回、計 339 名参加 (第 1 回) 実施月日：平成 30 年 5 月 11 日（金）～14 日（月） 訪問場所：色丹島（能登呂、キリトウシ、相見崎） 参加者：60 名 (第 2 回) 実施月日：平成 30 年 6 月 6 日（水）～9 日（土） 訪問場所：択捉島（入里節、十五夜萌） 参加者：40 名 (第 3 回) 実施月日：平成 30 年 6 月 22 日（金）～25 日（月） 訪問場所：択捉島（トマカラウス、グヤ） 参加者：41 名 (第 4 回) 実施月日：平成 30 年 7 月 13 日（金）～16 日（月） 訪問場所：齒舞群島 志発島（カフエノツ） 参加者：57 名
--	--	--	---

			(第5回) 実施月日：平成30年8月3日（金）～6日（土） 訪問場所：択捉島（シヤスリ、薬取） 参加者：57名 (第6回) 実施月日：平成30年8月13日（月）～16日（木） 訪問場所：国後島（ボンギナシリ、中ノ古丹） 参加者：44名 (第7回) 実施月日：平成30年8月31日（金）～9月3日（月） 訪問場所：択捉島（ウエンバフコツ、内保） 参加者：40名 【令和元年度】合計7回、計367名参加 (第1回) 実施月日：令和元年5月17日（金）～20日（月） 訪問場所：択捉島（トマカラウス、グヤ、十五夜萌） 参加者：55名 (第2回) 実施月日：令和元年5月31日（金）～6月3日（月） 訪問場所：国後島（東沸、中ノ古丹） 参加者：39名 (第3回) 実施月日：令和元年6月21日（金）～24日（月） 訪問場所：国後島（植沖、植内、ラシコモンベツ） 参加者：49名 (第4回) 実施月日：令和元年7月12日（金）～15日（月） 訪問場所：色丹島（斜古丹・クリル人墓地、アナマ、稲茂尻、チボイ） 参加者：58名 (第5回) 実施月日：令和元年8月2日（金）～5日（土） 訪問場所：国後島（白糠泊、礼文磯、乳吞路） 参加者：57名 (第6回) 実施月日：令和元年8月30日（金）～9月2日（月） 訪問場所：歯舞群島 勇留島（トコマ）、志発島（西浦泊） 参加者：61名 (第7回) 実施月日：令和元年9月20日（金）～23日（月） 訪問場所：国後島（古丹消、ハツチャス、泊）
--	--	--	--

			参加者：48 名 令和 2 年度から令和 4 年度においては、それぞれ計 7 回の訪問を計画したが、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、中止を余儀なくされた。 このような事業が実施できない状況下において、令和 2 年度は、訪問できなかった対象地の現状をまとめた資料「ふるさと 2023 年 10 月号」を作成し、訪問事業参加予定者（398 名）及び関係機関のホームページに掲載した。令和 3 年度は、過去の自由訪問の際に撮影した写真や動画をまとめた写真集としてまとめ会員及び関係機関に配布した。令和 4 年度は、元島民の方の故郷を訪問したいという想いに応えるため、「えとびりか」を活用した洋上からの北方領土慰霊（計 10 回、総参加 299 名）を実施した。 ロシアによるウクライナ侵略を受け、今後の自由訪問の展望は見通すことができない状況となったが、協会としては、関係府省と緊密に連携した上で、日露情勢をめぐる状況の変化に適切に対応していく。 ・ 航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参） 平成 28 年 12 月、山口、東京で行われた日露首脳会談において、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意した。 その後の外交交渉の結果、平成 29 年に初めての航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、中標津空港から国後島及び択捉島への日帰り訪問を計画し実行した（実際の日程は濃霧により 1 泊 2 日となった。）。 平成 30 年度及び令和元年度においては、高齢化の進む元島民の方の負担を更に軽減するため、1 泊 2 日の日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画し予定とおり実行した。それぞれの年度において、航空機墓参実施の前日に結団式及び事業の説明会を実施し、事業の趣旨等に関する参加者の理解促進に取り組んだ。 各年度の実績は以下のとおり。 【平成 30 年度】 合計 1 回、計 70 名参加 実施月日：平成 30 年 7 月 21 日（土）～22 日（日） ※ 7 月 20 日（金）に結団式・説明会を実施。 訪問場所：国後島（近布内墓地、古釜布墓地）
--	--	--	---

			択捉島（紗那墓地） 参加者：70 人 【令和元年度】合計1 回、計 67 名参加 実施月日：令和元年 8 月 10 日（土）～11 日（日） ※ 8 月 9 日（金）に結団式・説明会を実施。 訪問場所：国後島（泊墓地） 択捉島（留別墓地、ポンヤリ墓地） 参加者：67 人 令和 2 年度から令和 4 年度は、元島民の負担軽減のため、航空機による墓参を中心とした自由訪問を計画していたが、自由訪問と同様に、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、中止せざるを得なかった。ロシアによるウクライナ侵略を受け、本事業についても今後の展望は見通すことができない状況になったが、協会としては、関係府省と緊密に連携し今後の日露情勢をめぐる情勢の変化に適切に対応していく。 ・ 航空機による上空からの北方領土慰霊 令和 2 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、自由訪問及び航空機墓参を中止とせざるを得ない状況となった中、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため、北海道庁及び千島連盟の共催により、令和 2 年 10 月 21 日（水）及び 25 日（日）の 2 日間（計 5 回、総参加者 87 名）に渡り、航空機による上空からの北方領土慰霊を実施した。協会として、本事業に参加した元島民に対して支援を行った。 ・ 洋上からの北方領土慰霊 令和 4 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、自由訪問及び航空機墓参を中止せざるを得ない状況となった。このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの想いに応えるため、北海道庁及び千島連盟の共催により、令和 4 年 7 月 23 日（土）から 8 月 10 日（水）にわたり、四島交流事業等使用船舶「えとぴりか」を活用し、洋上からの北方領土慰霊（計 10 回、総参加者 299 名）を実施した。協会として本事業の実施に対して、支援を行った。
--	--	--	---

1．当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	北方地域旧漁業権者等への融資		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	北方領土問題等の解決のための特別措置に関する法律 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律 独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	内閣府行政事業レビューシート 平成 30 年度：0163、令和元年度：0172、令和２年度：0179、令和３年度：0196、令和４年度：0197

2．主要な経年データ												
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）												

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					自己評価	
	中期計画	主な評価指標	業務実績		自己評価	
	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律 第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行う。	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律 第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行う。	主な定量的指標＞ ・融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度相談件数以上とする。 ・融資説明会や融資相談会を 10 回以上行ったか。 ・リスク管理債権比率を全国預金取扱金融機関の平均比率以下に抑制しているか。	主要な業務実績＞ ○ 相談件数の増加 第 4 期中期計画において、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行うこととしている。借入資格者へのダイレクトメール等による融資制度の利用案内や関係団体の会合等における説明会の開催等を通して、借入資格対象者に寄り添った対応を心掛けた結果、相談件数の数値目標については新型コロナウイルス感染症による活動制限の影響が大きかった令和 2 年度を除き、所定の数値目標を達成した。 令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関を対象にした融資説明会等が中止となったが、根室連絡	自己評価＞ 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 B ○ 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業について ① 相談件数の増加 北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行った。その結果、相談件数の数値目標について、新型コロナウイルス感染症による活動制限の影響が大きかった令和 2 年度を除き達成することができた。 オンライン会議システムを活用した相談対応を行う等、借入者に寄り添ったサービスの提供を行った。また、既存のデータベースを対象を絞った借入ニーズを喚起するダイレクトメールを	

ーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。 また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。	度比増となるよう努める。 関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。 融資メニユーについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。	ルや協会ホームページ等の各種媒体や手段で融資事業の内容等周知したか。 ・融資相談会は休日の開催も行ったか。 ・融資メニユーの見直しに向けて取り組みんでいるか。 ＜評価の視点＞ ・融資対象者による適切な融資制度利用が図られているか。 ・借入者の返済能力等を勘案しつつ審査を行っているか。 ・信用リスクの管理が適切に行われているか。	所 の融資相談室へ導入したパソコンや通信機器により、オンラインによる相談も開催した。また、令和3年度以降は、既存のデータを基に対象を絞った借入ニーズを喚起するダイレクトメールを増加させたほか、発送後にフォローコールを行うなど新たな取組を実施したこと、目標の相談件数を達成した。 ・ 融資相談等の件数（目標件数：464 件） <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2 年度</td><td>令和3 年度</td><td>令和4 年度</td></tr><tr><td>578 件</td><td>518 件</td><td>365 件</td><td>497 件</td><td>472 件</td></tr></table> ・ ダイレクトメール実施状況 <table><tr><td></td><td>実施回数</td><td>人数</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>4 回</td><td>19, 876 名</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>6 回</td><td>16, 559 名</td></tr><tr><td>令和2 年度</td><td>5 回</td><td>11, 096 名</td></tr><tr><td>令和3 年度</td><td>9 回</td><td>12, 746 名</td></tr><tr><td>令和4 年度</td><td>8 回</td><td>14, 409 名</td></tr></table> 対象者：借入資格者、借入資格承継者等	平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	578 件	518 件	365 件	497 件	472 件		実施回数	人数	平成 30 年度	4 回	19, 876 名	令和元年度	6 回	16, 559 名	令和2 年度	5 回	11, 096 名	令和3 年度	9 回	12, 746 名	令和4 年度	8 回	14, 409 名
平成 30 年度	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度																											
578 件	518 件	365 件	497 件	472 件																											
	実施回数	人数																													
平成 30 年度	4 回	19, 876 名																													
令和元年度	6 回	16, 559 名																													
令和2 年度	5 回	11, 096 名																													
令和3 年度	9 回	12, 746 名																													
令和4 年度	8 回	14, 409 名																													
			○ 融資説明会及び融資相談会の実施 融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規借入や借入資格の承継手続き等に関する個別相談に応じる融資相談会を開催した。 融資説明会は、借入資格者に寄り添うため、元島民の団体である千島連盟の各地区支部総会と併せて開催した。しかしながら、令和2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により支部総会の大半が書面開催や会員のみの開催となったため、融資説明会も開催を断念せざるを得ない状況が多くあった。 融資相談会は、借入資格者が多く住む根室市において開催した。利用者の利便性向上のため、平成 30 年度より休日を含めた開催を行い、令和2 年度からは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえオンライン相談会を実施した。令和4 年度には開催回数を夏と冬の2 回に増やした。1 回目はオンライン開催とし、2 回目は対面により開催した。なお、オンラインによる相談受付は、協会ホームページやダイレクトメールにて随時利用が可能であることを周知し、日常的相談ツールとして活用している。 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2 年度以降は目標回数を達成できなかったが、オンラインによる相談受付等を実施し、利用者の利便性や情報提供機会の低下を防ぎ、融資制度の周知に取り組んだ。 ・ 融資説明会及び相談会の回数（目標件数：10 件） <table><tr><td></td><td>実施回数</td><td>参加人数</td><td>相談件数</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>12 回</td><td>432 名</td><td>37 件</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>13 回</td><td>519 名</td><td>27 件</td></tr><tr><td>令和2 年度</td><td>1 回（オンライン相談会のみ）</td><td>8 名</td><td>12 件</td></tr></table>		実施回数	参加人数	相談件数	平成 30 年度	12 回	432 名	37 件	令和元年度	13 回	519 名	27 件	令和2 年度	1 回（オンライン相談会のみ）	8 名	12 件												
	実施回数	参加人数	相談件数																												
平成 30 年度	12 回	432 名	37 件																												
令和元年度	13 回	519 名	27 件																												
令和2 年度	1 回（オンライン相談会のみ）	8 名	12 件																												

			令和3年度までに聴取した要望として、核家族化が進む中、身内であっても個人保証を頼みにくくなってきたっており、個人保証に代わる借入方法を検討してもらいたいとの意見や、住宅資金の利用限度額及び償還期限を一般金融機関並みに拡大してもらいたい等の意見があった。また、個人保証に依存しない融資慣行の促進や、住宅資材の高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、令和4年度においては生活資金及び修学資金については、保証人を要しない貸付の選択も可能とするよう見直しを行い、住宅資金については貸付限度額増加及び償還期間延長の条件拡大を行った。これら2点の変更は、令和5年4月1日から施行している。 ○ 融資事業の適切な維持・管理 融資事業の運営にあたっては、融資資格の承継や融資利用において親身な事前相談及び的確な審査により、適切な融資制度の運用に取り組んだ。 リスク管理債権については定期的な督促励行や関係金融機関との情報連携を図った。リスク管理債権の低減に努めた結果、リスク管理債権比率は事業年度毎の所定の数値目標を達成した。 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付先の業績悪化や、北海道東部地域の漁業不振及び借入資格者の高齢化が進展しており、令和3年度から増加傾向となった。そのような中、融資事業の根拠法令の趣旨も考慮しながら、債権保全に留意しつつ、極力借入資格者の要望に沿った貸付を行えるよう審査を行った。 今後も借入資格者に可能な限り寄り添った融資を心掛け、適切に事業を実施していく。 ・リスク管理債権比率 <table><tr><th></th><th>目標値</th><th>実績</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>2.44%</td><td>2.04%</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>2.20%</td><td>2.05%</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2.11%</td><td>1.80%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>2.01%</td><td>1.91%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2.06%</td><td>2.04%</td></tr></table> ○ 法人資金の停止 法人資金については、平成20年度以降、取扱いを停止している。		目標値	実績	平成30年度	2.44%	2.04%	令和元年度	2.20%	2.05%	令和2年度	2.11%	1.80%	令和3年度	2.01%	1.91%	令和4年度	2.06%	2.04%
	目標値	実績																			
平成30年度	2.44%	2.04%																			
令和元年度	2.20%	2.05%																			
令和2年度	2.11%	1.80%																			
令和3年度	2.01%	1.91%																			
令和4年度	2.06%	2.04%																			

4. その他参考情報
予算と決算の差額については、借入金の支払利息の減少が主な要因であり、法人がコントロールできるものではない。

ているか等の観点から事後的な確認を着実に行う。

業の見直し及び老朽化した北方領土啓発広告塔の撤去を行い、新たに、北方領土問題に対する若年層の関心度を上げることを目的に、当時の北方領土の暮らしの様子や自然を体験することができるVRコンテンツの作成事業及び北方領土イメージキャラクター「エリオくん」のツイッターの新設を行い、元島民の高齢化が進んでいる中、次なる北方領土返還要求運動の担い手である若年層に対する情報発信の強化に取り組んだ。

【令和3年度】

啓発用ポスターカレンダーを廃止し、若年層がより親しみを感じやすい啓発用資材として、元島民の証言を参考に択捉島を舞台とした短編の啓発用アニメーションの制作や協会SNSにおいて小中学生向けの発信数を増やす等、令和2年度に引き続き、若年層に向けた情報発信の拡充を行った。

【令和4年度】

SNSの発信コンテンツの拡充に取り組み、SNS広告の実施回数の見直しを行うなど、各種既存事業の効率化に取り組んだ。あわせて、教育者会議より教育現場において北方領土教育を推進していくためには、教育委員会の理解と協力を得ることが重要であるとの意見があったことを受け、令和4年度においては従来、教育者会議関係者向けに行っていた研修会に代わり、教育委員会関係者を対象とした「北方領土問題教育委員会関係者オンライン研修会」を実施した。

また、効果的な事業実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与したことに加え、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事後的な確認を実施した。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－2－1	一般管理費の削減		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
一般管理費の削減率	本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して7%削減する。	26,689 千円	26,304 千円 (1.4%減)	25,924 千円 (2.9%減)	25,550 千円 (4.3%減)	25,181 千円 (5.7%減)
						24,817 千円 (7.0%減)
						(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価												
運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7％削減する。	運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7％削減する。	＜主な定量的指標＞ 本中期目標期間最終年度における当該経費の総額が前中期目標期間最終年度に対して7％削減となるよう、業務の効率化とより一層の事務経費の節約を励行しているか。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 特になし。	＜主要な業務実績＞ 一般管理費について、中期目標において、前中期目標期間最終年度の総額から7％削減（目標削減額 1,869 千円）することが目標となっている。 この目標の達成に向け、各年度において、積み上げ方式による予算の作成・執行管理、定例的な全体会議の開催による内部統制、各種業務マニユアルの整備・活用、ペーパーレス化の推進を含む経費の節約及び効率化等に取り組んだ結果、所期の目標を達成した。 ※ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減状況を令和4年度までに平成29年度（26,689 千円）に対して7％削減する。 <table><tr><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>26,689 千円 (基準値)</td><td>26,304 千円 (1.4％削減)</td><td>25,924 千円 (2.9％削減)</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年（予定）</td></tr><tr><td>25,550 千円 (4.3％削減)</td><td>25,181 千円 (5.7％削減)</td><td>24,817 千円 (7.0％削減)</td></tr></table>	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	26,689 千円 (基準値)	26,304 千円 (1.4％削減)	25,924 千円 (2.9％削減)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年（予定）	25,550 千円 (4.3％削減)	25,181 千円 (5.7％削減)	24,817 千円 (7.0％削減)	＜自己評価＞ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く）の削減について B 第4期中期目標において、一般管理費について、前中期目標期間最終年度の総額から7％削減（目標削減額 1,869 千円）することが目標となっており、各年度において、一般管理費の削減に取り組んだ結果、所期の目標を達成した。
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度														
26,689 千円 (基準値)	26,304 千円 (1.4％削減)	25,924 千円 (2.9％削減)														
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年（予定）														
25,550 千円 (4.3％削減)	25,181 千円 (5.7％削減)	24,817 千円 (7.0％削減)														

1．当事務及び事業に関する基本情報		
2－2－2	業務経費の効率化	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
業務経費の削減率	毎年度前年度比 －1％	平成29年度予算額 688,757千円	一般業務勘定 6,888千円の効率化 (1%)	一般業務勘定 7,100千円の効率化 (1%)	一般業務勘定 7,099千円の効率化 (1%)	一般業務勘定 7,112千円の効率化 (1%)
				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価														
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価										
業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する船舶・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1％の経費の効率化を図る。	業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する船舶・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1％の経費の効率化を図る。	＜主な定量的指標＞ 業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する船舶・運航に係る経費を除く。）については、各種支援事業等における節約を引き続き推進し、前年度比1％の経費の効率化を図る。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 特になし	＜主要な業務実績＞ 一般業務勘定における業務経費について、中期目標において、前年度の総額から1％の削減が目標とされている。 この目標の達成に向け、第4期中期目標期間の各年度の予算についても効果的な業務の実施につながることを十分に考慮した上で業務経費の効率化を図り、各年度において対前年度予算額1％の削減を行った。 ※一般業務勘定における業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する船舶・運航に係る経費を除く。）については、毎年度前年度比1％の経費の効率化を図る。 <table><tr><td>平成30年度</td><td>○一般業務勘定 平成29年度予算額（688,757千円・一時経費除く。）から1％（6,888千円）の効率化を図った。</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>○一般業務勘定 平成30年度予算額（709,918千円・一時経費除く。）から1％（7,100千円）の効率化を図った。</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>○一般業務勘定 令和元年度予算額（709,812千円・一時経費除く。）から1％（7,099千円）の効率化を図った。</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>○一般業務勘定 令和2年度予算額（729,445千円・一時経費除く。）から1％（7,295千円）の効率化を図った。</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>○一般業務勘定 令和3年度予算額（711,168千円・一時経費除く。）から1％（7,112千円）の効率化を図った。</td></tr></table>	平成30年度	○一般業務勘定 平成29年度予算額（688,757千円・一時経費除く。）から1％（6,888千円）の効率化を図った。	令和元年度	○一般業務勘定 平成30年度予算額（709,918千円・一時経費除く。）から1％（7,100千円）の効率化を図った。	令和2年度	○一般業務勘定 令和元年度予算額（709,812千円・一時経費除く。）から1％（7,099千円）の効率化を図った。	令和3年度	○一般業務勘定 令和2年度予算額（729,445千円・一時経費除く。）から1％（7,295千円）の効率化を図った。	令和4年度	○一般業務勘定 令和3年度予算額（711,168千円・一時経費除く。）から1％（7,112千円）の効率化を図った。	＜自己評価＞ 業務経費の効率化について B 第4期中期目標において、一般業務勘定における業務経費については、前年度の総額から1％削減することが目標となっており、効果的な事業の実施に繋がることが十分に考量した上で、目標の達成に向けて毎年度、1％の削減を達成した。
平成30年度	○一般業務勘定 平成29年度予算額（688,757千円・一時経費除く。）から1％（6,888千円）の効率化を図った。													
令和元年度	○一般業務勘定 平成30年度予算額（709,918千円・一時経費除く。）から1％（7,100千円）の効率化を図った。													
令和2年度	○一般業務勘定 令和元年度予算額（709,812千円・一時経費除く。）から1％（7,099千円）の効率化を図った。													
令和3年度	○一般業務勘定 令和2年度予算額（729,445千円・一時経費除く。）から1％（7,295千円）の効率化を図った。													
令和4年度	○一般業務勘定 令和3年度予算額（711,168千円・一時経費除く。）から1％（7,112千円）の効率化を図った。													

1．当事務及び事業に関する基本情報		
2－4	調達の合理化等	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績			自己評価
公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達の合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。	公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達の合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札及び企画競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> ・随意契約等見直し計画（平成 22 年 3 月）に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施したか。 <評価の視点> ・随意契約にすることができ る場合の要件を明確に定めているか。 ・一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定め ているか。また、公告期間の下 限を国と同様の基準としてい るか。	平成 30 年度 件数 17 (85%) 金額 236, 495 (64. 4%) 競争性の ある契約 3 (15%) 競争性の ない随意 契約 合計 20	令和元年度 件数 17 (81%) 金額 179, 566 (56. 9%) 競争性の ある契約 4 (19%) 競争性の ない随意 契約 合計 21	令和 2 年度 件数 14 (82. 4%) 金額 124, 522 (58. 1%) 競争性の ある契約 3 (17. 6%) 競争性の ない随意 契約 合計 17	<自己評価> 調達の合理化等について B 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、協会ホームページにおいて公表している。毎年度、策定した計画に基づき、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。 【競争性のない随意契約】 協会が締結した随意契約のうち、競争性のある契約は以下一覧のとおり、各年度の契約件数のうち、7 割以上を占めており、企画期間や見積期間の改善等に取り組む「競争性のない随意契約」の低減に努めた。

また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の低減につなげることができたが、令和3年度及び令和4年度においては案件数が平成30年度の件数と同様の結果となった。今後は参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、一者応札、一者応募案件の改善に取り組んでいく。
また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んだ。	また、協会の「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間をできるだけ確保するよう配慮し、余裕をもって早期に広告を行うように努めるとともに、仕様書の改善に取り組んだ結果、平成30年度以降、1者応札、1者応募案件の	

			とから根室市に事務委託し調達を行った。 令和４年度においては、別海北方展望塔（別海町）の照明設備改修工事を別海町に事務委任し実施した。 【調達に関するガバナンスの徹底】 政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。 また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について及び総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に取り組んでいる。 契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、会計事務の審査体制の整備等が適切に実施されるよう体制の整備を行っている。 また、協会にて契約及び支払を行う際には、受託事業者を監督・審査する各事業担当と支出を行う会計担当が事務処理の各段階において相互にチェックを行い、会計事務が適正に執行される審査体制をとっている。 これらに基づき、内部決裁により十分審査するとともに、監事からは、定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行い、その結果を理事長に報告するなど、審査体制の実効性が確保されるよう努めている。 なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを実施している。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内においてチェックを受けている。 【契約監視委員会の活用】 毎年度、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び各年度の個々の契約案件の点検等を行った。
--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	運営費交付金の算定		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
業務経費の削減率						

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績
	独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表を進める。 更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。	独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。 更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ ・運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。 ・決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	＜主要な業務実績＞ 毎年度、運営費交付金を厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報及び協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常備するなどの対応を行い、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。
				＜自己評価＞ 運営費交付金額の算定について B 毎年度、運営費交付金を厳格に算定するとともに、監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、セグメント情報を法令等に基づき、官報及び協会ホームページなどで公表する等により、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	一般業務勘定		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
短期借入金限度額	年間5千万円以内	－	－	－	－	－
						(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	
独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。 更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。	運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。	＜主な定量的指標＞ 短期借入金の借入限度額を年間5千万円とする。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 特になし。	＜主要な業務実績＞ 一般業務勘定において、平成30年度～令和4年度の間、短期借入は行わなかった。	＜自己評価＞ 実績がないため評価の対象外。

1．当事務及び事業に関する基本情報		
3－3	貸付業務勘定	
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
短期借入金限度額	年間 14 億円以内	—	3 億 2, 000 万円	4 億 3, 000 万円	2 億円	2 億 1, 000 万円
						2 億円

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																						
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価																		
独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。 更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。	貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間 14 億円とする。	＜主な定量的指標＞ 貸付事業に係る短期借入金額。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 短期借入金の借入を行うこととした理由、その使途は適正か。	＜主要な業務実績＞ 貸付業務勘定において、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達するために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として短期借入を行った。 各年度の資金計画と実際の借入額は以下一覧のとおり。 <table><tr><th></th><th>資金計画額</th><th>実績額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>9 億 7, 000 万円</td><td>3 億 2, 000 万円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>9 億 4, 000 万円</td><td>4 億 3, 000 万円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>9 億 6, 000 万円</td><td>2 億円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>9 億 6, 000 万円</td><td>2 億 1, 000 万円</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>9 億 4, 000 万円</td><td>2 億円</td></tr></table> ※貸付業務の短期借入金限度額は 14 億円		資金計画額	実績額	平成 30 年度	9 億 7, 000 万円	3 億 2, 000 万円	令和元年度	9 億 4, 000 万円	4 億 3, 000 万円	令和 2 年度	9 億 6, 000 万円	2 億円	令和 3 年度	9 億 6, 000 万円	2 億 1, 000 万円	令和 4 年度	9 億 4, 000 万円	2 億円	＜自己評価＞ 貸付業務勘定について B 貸付業務勘定において、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達するために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として短期借入を行った。 実際の借入の際には資金繰り上、最低限必要な金額の借入のみを行い、短期借入金利息の支払いの減額に取り組んだ。
	資金計画額	実績額																				
平成 30 年度	9 億 7, 000 万円	3 億 2, 000 万円																				
令和元年度	9 億 4, 000 万円	4 億 3, 000 万円																				
令和 2 年度	9 億 6, 000 万円	2 億円																				
令和 3 年度	9 億 6, 000 万円	2 億 1, 000 万円																				
令和 4 年度	9 億 4, 000 万円	2 億円																				

1．当事務及び事業に関する基本情報		
3－4	重要な財産の処分等に関する計画	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
長期借入金 の借入先金融機関への担保に供する基金資産額	基金資産 10 億円を担保に供しているか。	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円
				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績		自己評価				
独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。 更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。	＜主な定量的指標＞ 担保に供する基金資産額。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ ・担保の差し入れ先の提供方法は妥当か。 ・低利な資金調達が可能となっているか。	＜主要な業務実績＞ 低利な資金調達を可能とするため、設立時に国から交付された基金資産 10 億円を長期借入金に対する根担保として以下の民間金融機関に預入期間 1 年の定期預金として差し入れている。 利率について、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス 0.5%で預入利率の違いにより当中期目標期間中 0.502%から 0.510%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートで資金調達を行うことにより低利率での資金調達を実施した。		＜自己評価＞ 重要な財産の処分等に関する計画について B 設立時に国から交付された 10 億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間 1 年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行、北海道信用漁業協同組合連合会、大地みらい信用金庫、三菱 UFJ 銀行、信金中央金庫の 5 行としている。 貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金を借り入れることが想定されるため、担保の提供方法は、根質権としている。 利率について、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス 0.5%で預入利率の違いにより当中期目標期間中 0.502%から 0.510%、それ以外りの長期借入金については、長期プライムレートで資金調達を行うことにより低利率での資金調達を実施した。				
			北 洋 銀 行	平成 30 年度 4 億円		令和元年度 4 億円	令和 2 年度 4 億円	令和 3 年度 4 億円	令和 4 年度 4 億円
			北海道信用漁業協同組合連合会	2 億 5,000 万円		2 億 5,000 万円	2 億 5,000 万円	2 億 5,000 万円	2 億 5,000 万円
			大地みらい信用金庫	1 億 7,070 万円		1 億 9,680 万円	2 億 1,820 万円	2 億 3,420 万円	2 億 4,490 万円
			三菱 UFJ 銀行	1 億円		1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
			信金中央金庫	7,930 万円		5,320 万円	3,180 万円	1,580 万円	510 万円

				催する事務局（事務所）連絡会議等のあらゆる機会を通じて内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めている。 ・ 理事長のマネジメントに関する監事による監査 監事は、常日頃より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを取りつつ、現状と実情の把握に努めており、また、監事監査の際にも各担当から実情の聞き取り、決裁書類及び保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ等の監査を行い、監査の結果は理事長に報告されている。 また、独立行政法人通則法改正（平成 27 年 4 月施行）に伴い、監事の機能強化等による法人内部のガバナンスの強化が図られたことにより、理事長と常時、意思疎通を図るとともに、会計監査人との連携、業務執行の意思決定に係る文書の閲覧・調査等を行うことにより、理事長のマネジメントに関する監査を実施した。	
--	--	--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報		
4－2	公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績
	内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令や行政機関における運用の動向等を十分踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。	内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策の統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。	＜主な定量的指標＞ 特になし。 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ - 内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応しているか。 - 情報セキュリティ対策の規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講じたか。	＜主要な業務実績＞ 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティの向上を図るため、毎年度、関係機関の実施する研修への職員派遣及び協会職員を対象として研修を実施した。 公文書管理については、担当職員を国立公文書館主催の研修へ派遣し、公文書管理に必要な知識の習得及び更新を図るとともに、協会の全ての役職員を対象として公文書管理研修を実施し、日常の業務を通して作成する法人文書を適切に管理及び保存することを促した。 個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策については、政府の基準に沿って協会の各規程を運営しており、あわせて、協会の全ての役職員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティの重要性の再認識及び標的型メール等のサイバー攻撃への対処法の周知を行った。 今後も、法人文書や保有個人情報情報の適切な管理及び職員が十分な知識を有しているように取り組んでいく。

		対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善に努める。			
--	--	--------------------------------------	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報			
4－5	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2．主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費の削減率							

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績	自己評価
	剰余金は、職員の研修 機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充 てる。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<主要な業務実績> 実績なし。	<自己評価> 実績がないため評価の対象外。

1．当事務及び事業に関する基本情報		
4－7	中期目標を超える債務負担	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2．主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
						R 4 年度
						(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標	業務実績
	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<自己評価> 実績がないため評価の対象外。